

平成19年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び閉会 平成19年9月28日 午前10時00分 開会
午後 3時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	11番	岡 島 辰 雄
12番	野 志 昭	13番	西 川 弥三郎
14番	南 要	15番	亀 井 一二三
16番	高 井 悦 子	17番	白 石 栄 一
18番	石 井 文 司		

欠席議員1名 10番 下 村 正 樹

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	高 木 久 雄
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 7番 川 辺 順 一 11番 岡 島 辰 雄

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

藤井本副議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

議長は所要のため、私がかわって議長の職務を行います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

1番、山下和弥君の発言を許します。

山下和弥君。

山下議員 おはようございます。

議長のお許しを得まして、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回質問させていただく内容は、現在、葛城市内で走っております公共バスについてのお尋ねと、もう1点は子どもの安全にかかわる行政の取り組みについての2点でございます。

公共バスにつきましては、昨日、川西議員が、私の後に吉村議員が同じく質問に立たれると伺っておりますが、重複することもあるかもしれませんが、ご容赦いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、葛城市の公共バスについて質問をいたします。

現在、葛城市内には大ざっぱに言って3種類の公共バスが運行いたしております。頭の整理をするために公共バス導入の経緯を述べさせていただきますと、ご承知のように葛城市の企画調整課で所管しております葛城号とミニバス、それと葛城市社会福祉協議会が運行しているゆうあいバス、この3種類のバスが公共バスとして無料で市内を循環して、市民の重要な交通手段となっているところであります。

そもそも合併前には、旧新庄町は公共バスを所有しておりませんでした。合併によって庁舎が二つになり、いきいきセンターやゆうあいステーションなどの福祉施設、それに加え図書館、文化会館といった諸施設が市内の広い範囲に点在しているので、市民の利便性を考えた上で行政サービスの充実を図られたものと理解しております。

この公共バスが導入されたとき、既に旧當麻町からの引き継ぎで社会福祉協議会のゆうあいバスは運行しており、それに加えて葛城号が奈良交通との契約で運行を始めました。当初、ゆうあいバスは行政から運行委託され、社会福祉協議会運営のゆうあいステーションへアクセスするために、旧當麻地区を巡回するバスで旧新庄町地区へはリクエストがない限り入ってきておりませんでした。

しかし、これはゆうあいバスが旧當麻町の時代に運行が開始され、ゆうあいステーションへの送迎を目的に、旧當麻地区のみで運行されていたため仕方のないことではあります。それが、ことしの4月から葛城市の公共バスの役割の一端を担うこととなりました。旧新庄地区の住民のゆうあいステーションを利用したいというリクエストや、旧當麻地区の住民のいきいきセンターを利用したいというリクエスト。それに加えて、市民がより一層利

用しやすい状況を把握し、理事者側が迅速に動いた結果であると評価をいたすところです。なおかつ、今まで公共バスの路線に含まれていなかった山麓地域にもサービスの範囲を広げるためにミニバスを購入し、あわせて4月に運行が開始されました。山麓地域の住民は新しく導入されましたこのミニバスを大いに利用されていると聞いておりますし、大変に喜んでおられます。

そこで、まず最初に確認させていただきたいことは、それぞれのバスの運行状況、特に乗降者数の推移といきいきセンターやゆうあいステーションなど、施設の利用者がふえているのかどうかということ。それに加えて、それぞれ3種類のバスの購入代金や維持管理にかかわる経費、それに運行にかかわる経費、奈良交通と契約を結んでいるのなら、その契約金、言うなればイニシャルコストとランニングコストを教えてくださいということが一つの質問となります。

続いて二つ目の質問に入りますが、これは以前、私が一般質問でお願いをして、一時実現していただいたことが主な内容となってまいります。それは小学校の下校時の放送についての事案でございます。これは教育長が、退任された総谷教育長のときに私がこの場で意見を述べさせていただき、1回目の質問のときには検討するというお話で、時を変えて2回目に質問いたしました折、本年平成19年の4月から1カ月間のみ試験的に下校時の放送を行ってみるとのご回答をいただきました。そして、確かにことしの4月から小学校の下校時に一斉放送が流され、各方面から大きな反響をいただきました。しかし、残念ながら1カ月間の放送で終了してしまい、私もいろんなところからおしかりを受けている次第であります。

早速、5月2日に総谷教育長のもとに伺い、なぜ放送を1カ月間で打ち切るのかという質問をいたしましたところ、当初より1カ月間で放送を終了する予定であったとのご回答でございました。

私の周りでは、この下校時の放送は大変に好評で、例えばいつもウォーキングに出かけるのに、放送が始まってからその時間にあわせるようになったとか、同じく犬の散歩の時間を放送が流れてから行くようにした。今まで小学生の下校時間を知らずに余り関心のなかった方々が、この放送によって関心を持っていただき、少しでも役に立てればと自分の行動時間をずらせてくださったという事実があります。このような方がふえてくるのが安心・安全のまちづくりの基本じゃなかろうかと思うのですが、どうでしょうか。

6月の議会では総谷教育長が退任をされるということで、職を辞して行かれる方に質問をしても仕方がないという思いから一般質問をいたしませんでしたが、吉村教育長にかわられ、新たなお気持ちで臨まれていらっしゃることでしょうし、いま一つ釈然としない私の思いもございますので、あえて三度目の一般質問という形をとりました。実施のところ、どのような理由でこの下校時の放送を終了したのか、それが一般に納得できるものであるのか。また、それにかわるものとして、教育委員会ではどのようなことを考え、実行しようとしておられるのか、明確なご答弁をお願いいたします。

以上、二つの質問に対し答弁を求めることにいたします。

なお、次の質問からは自席にて発言させていただきます。

藤井本副議長 米田企画部長。

米田企画部長 1番、山下議員の公共バスの運行についての質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

公共バスの運行状況についてであります。乗者数でございますが、葛城号では平成17年度で乗車人数5,030人、1日当たり約33.8人。平成18年度では乗車人数1万2,327人、1日当たり40.4人。19年度8月末現在、乗車人数でございますが4,646人、1日当たり35.2人です。

次に、本年度より運行しておりますミニバスでございますが、19年度8月末現在、乗車人数2,344人、1日当たり22.1人という運行状況でございます。

参考までにゆうあい号につきましては、平成19年4月から8月末まで8,153人、1日当たり62.2人でございます。

次に、いきいきセンター及びゆうあいステーション等の施設利用者数の推移はということでございますが、いきいきセンター全体で平成17年度は3万8,244名、平成18年度では3万9,302名、19年度8月末現在で1万6,970名。ゆうあいステーションでは、平成17年度は12万6,367名、平成18年度で12万6,528名、19年度8月末現在で5万3,490名となっております。施設利用者の状況でございますが、年間、微妙ではございますが、増という状況でございます。

次に、バスの購入代金でございます。及び運行経費についてでございますが、葛城号の購入代金といたしまして513万4,500円。それから、ミニバス購入代金といたしまして298万7,970円でございます。なお、ゆうあい号につきましては旧當麻町よりの移行でございます。

次に、維持費でございますが、18年度におきまして葛城号で79万4,815円、ゆうあい号4台で204万7,189円となっております。

運行経費につきましては、葛城号で649万9,500円、ゆうあい号4台で755万5,584円でございます。なお、葛城号の金額につきましては奈良交通への委託金額でございます。葛城号のインシヤルコストは513万4,500円、ランニングコストでは729万4,315円と、本年度より運行のミニバスのインシヤルコストは298万7,970円、ランニングコストでは予算上322万5,000円を計上しているという内容になっております。なお、ゆうあい号につきましては葛城市の社会福祉協議会の運行ですので、参考ということでご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

藤井本副議長 宮西教育部長。

宮西教育部長 1番、山下議員の子どもの安全対策についてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

この件につきましては、昨年の9月定例市議会でご質問いただいたわけでございます。その際、教育委員会といたしましては三つの課題を申し上げた上、1年のうち、最も効果

的な時期に市内放送を実施したい。具体的には、小学校に入学して間もない新入生が、登下校になれる前の4月の一定期間とお答えいたしております。本年はその考え方にに基づき、4月いっぱい放送をさせていただきました。

また、下校時間は学校、学年ごとに微妙に異なりまして、それに十分対応していく放送はほとんど不可能でございます。さらに、学校現場では連絡事項が多いため、帰りの会の終了時間が延長せざるを得ない場合、突発的な生徒指導や学級活動で時間をとられる場合、学校行事の都合など、さまざまな事態がしばしば発生いたします。結果、下校予定時間を各学校からあらかじめ聞いておいたとしても、市民の皆さんに満足いただける放送は不可能と考えざるを得ません。今年度の放送に伴い、学校や保護者より地域の子どもを見守ろうとすることへのご賛同、自分の子どもの見守りをしたいとする前向きなお声をいただき、大変ありがたく感じました。

その一方、放送と実際の下校時間のずれ、変質者等による悪用と放送の難しさを改めて考えさせられたところでございます。

以上により、教育委員会といたしましては、子どもたちの見守りを願う放送につきましては、最も簡潔、明瞭かつ効果的な内容、形式、時期の実施が妥当と考えておるところでございます。これで答弁とさせていただきます。

藤井本副議長 1番、山下議員。

山下議員 ただいま米田部長と宮西部長から、それぞれ答弁をいただきました。

まず、公共バスの方から整理させていただきますと、葛城号に関しては乗降者数が17年度で5,030人、18年度で1万2,327人、19年度8月末現在で4,646人ということですね。ミニバスは19年度から運行で、8月末現在で乗降者数は2,344人、ゆうあいバスは19年度8月末現在で8,153人。これは走らせている期間や大きさが違いますので単純に比較できませんが、葛城号に比べてミニバスの効率のいいことがよくわかります。それに、ゆうあい号が新庄地区に乗り入れて乗降者数が大きくふえたことは、驚きと同時に有効活用されているということをうれしく思います。

次に、バスの利用によって、いきいきセンターやゆうあいステーション等の利用者がふえているかということですが、ご説明によりますと、比較すれば若干の伸びがあるということでした。乗降者がふえながら、各施設の利用の伸びが若干でおさまっているのは、それだけ皆さんが多様な利用のされ方をしているということで、これは一度どのような用途で利用されているのか調べてみる必要があると思います。とにかく3系統のバスの運行によって、バスを利用される方がふえてきているということは事実でございます。

次に、コスト面を見ていきますと、葛城号は購入代金が513万4,500円、同じくミニバスが298万7,970円、ゆうあいバスは旧當麻町からの移行だということです。葛城市が所有しているバスだけでも購入代金が800万円以上かかっております。

次に、ランニングコストですが、葛城号が維持管理に79万4,815円、それに運行経費として649万9,500円と、これは奈良交通にお願いしている分ですね。それで、合計は729万4,315円。ミニバスは始まったばかりなので、予算上で322万5,000円年間かかるというお

話でございます。ゆうあいバスは18年度4台の運行運営経費として755万5,584円と、維持費が204万7,189円で、合計が960万2,773円。ここには嘱託1名とアルバイト2名の人件費、それにさまざまな経費が含まれていると伺っております。これで年間合計ランニングコストとしては2,012万2,088円のお金がかかっていると。

なぜ私がこんなことをお尋ねいたしますかといいますと、増加する利用者に、より利便性の高い運行を提供してほしいということと、この公共バスを市民サービスとして運行し続けていく上で、3系統も別々のバスを走らせているのでは余りにもコストがかさむからと思ったからでございます。確かに葛城号は合併時の約束で走らせることになったバスでございますし、ミニバスは今まで大きなバスが入れなかった地域に向けてのサービス、それにゆうあいバスはゆうあいステーションと地域を結ぶことを主眼としたバスと、目的が別々で、運営主体も別々になっているということは私も承知いたしております。

しかし、ここで一度、これらのバスの運営を一つにまとめた場合のメリットと、現状のデメリットを考察してみたいかと思いますが、私の質問の主眼は、実は行財政改革にあるのです。昨年、葛城市集中改革プランが策定され、葛城市のさまざまな分野で事務事業の整理統合や合理化、民間委託等の推進が掲げられました。吉川市長を中心に、できるだけむだを省くということに腐心されていることだと存じます。部署の整理や指定管理者制度の積極的な導入、行政でやらなければいけないことは行政で、民間でできるものは民間でというのが吉川市長のお考えだろうと拝察いたしております。そんな行財政改革の目で、この公共バスを見てみると、いかにもむだな運営方法になっているのじゃないでしょうか。

それでは、私なりに分析させていただいた現状のデメリットを上げさせていただきますと、まず一つ目に運営主体が別々ということで、ランニングコストが余計にかかってしまうということです。これは、人件費も含めて1カ所に統合すれば、余分な経費もかからないことは自明の理でございます。

二つ目に、紛らわしいバス停の看板を上げさせていただきます。3系統あるということで、それぞれバス停の看板が違います。よく似てる看板です。間違える方はほとんどいないのかもしれませんが、一つになってしまえば、そんな心配は全くありません。

三つ目に、それぞれの運休日が違うということです。あえて申し上げますが、系統によって運休日が違う。これも一つところにまとめれば、統一した運休日が設定できます。

四つ目に接続の問題でございます。これはいろんな方から聞いておられるのかもしれませんが、設立目的の違う3系統がそれぞれの目的のために運行しているため、接続の待ち時間が生じるということです。これも運行主体が一つになれば、ゆうあいバスは當麻地区だけとか、ミニバスは新庄地区だけとか限定されずに、弾力的に運行することができます。しかも、近鉄の駅への接続やリクエストの多い地区への乗り入れ、それに公民館で行っている各講座の終了時間まで時間を延長することもできないことはないでしょう。

五つ目は、これはミニバスに限ったことですが、現在1人の運転手を雇っておられるということですが、体調が急に悪くなったり、突然お休みされたりすると、企画調整課の職員が代理で運転しておられるというお話を伺いましたが、やはり職員に負担をかけること

なく運営主体を統合することが必要ではないでしょうか。

以上のように、コスト、看板、運休日、接続と弾力的な運行、職員の負担の五つのデメリットについて述べさせていただきましたが、これは運営主体を一つにすれば解決できる問題だと思います。確かに奈良交通との関係で、なかなか契約を切るわけにはいかないという込み入った事情はあるのでしようけれども、将来的に継続して葛城市の公共バスを運行していくに当たって、行財政改革を推進する立場から、運営主体の統合と、それを思い切って指定管理者に任せるということも必要だと考えます。葛城市集中改革プランを策定し、推進していく立場として、理事者側のお考えを示していただきたいと思います。

次に、放課後の放送についての教育委員会の答弁についてでございますが、さまざまなことを考慮して検討した結果であるとのお話でございました。私は何も放送で時間をきちんと伝えなければいけないなんていうことは申し上げておりません。放送網が不十分であるならば、工夫をして市民にご理解をいただけるように働きかけることが必要なんではないでしょうか。いろんなお話を伺い、私の主張と照らし合わせてみると、我々の目的は一致していると思うのです。すなわち、子どもを不測の事態から守りたい、そのためにいろんなことを考えて実行に移していく。私もできるだけ努力はしてまいっております。地元の北花内で区長と協力し合いながらボランティア団体を立ち上げ、青色パトロールカーの団体を立ち上げて、みずからも巡回させていただいております。確かに子どもを過保護にしていけないと私も思いますし、必要以上に手を差し伸べることは差し控えるべきだと思っております。

しかし、現在の状況は我々が子どものころとは大きく様相を異にしております。車の交通量は圧倒的に多くなり、通学路でも車が行き交う。それに見合っただけの道路の幅が確保されていないために事故の可能性が増大しております。このような状況の中、我々大人ができることは何であるのか、議員としてできることは何であるのか、行政としてできることは何であるのか、そこをよよく考えて行動していく必要があるのだと思います。

確かに行政として、小学校の下校時にシルバーの方たちを派遣して、ある程度安全を確保しようとしておられますし、防犯ブザーの給付や学校での指導を充実させていきたいとお考えは理解いたします。私はそれとともに葛城市の市民みんなで子どもたちを守っていくという雰囲気をつくり上げていくことが必要だと思うのです。吉川市長がおっしゃっている安心・安全なまちづくりは、行政だけ動いてもつくり上げることができません。行政と市民が一つになって、同じ目的に向かって努力をすることが肝要です。

じゃあ、葛城市民にどのように働きかけていくのか、私はいろんなことを勘案し、できるだけお金を使わずに、自然な形で子どもたちを守っていこうという思いや行動を広げていく方策の一つとして、下校時の放送を提案させていただきました。別にそれがベストだと主張しているわけではありません。それにかわるものがあるのならば、それを支持いたしますし、ともに推進していく思いであります。どうか教育委員会におかれましては、もう一度大きな意味で子どもの安全ということを考えていただき、クレームがあったから控えるというのではなく、再度、下校時の放送も含めてご検討いただきますようお願いを申し

上げます。これにつきまして、吉村教育長のご所見をお伺いしておきたいと思ひます。

以上、二つの点につきまして再度質問とさせていただきます。

藤井本副議長 米田企画部長。

米田企画部長 山下議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

議員のご指摘のとおり、葛城市では企画調整課で葛城号とミニバスを、葛城市社会福祉協議会が運行しておりますゆうあい号の3種類の公共バスの運営を2カ所で実施しております。主体を1カ所で行い、経費の節減を図ってむだをなくす葛城市集中改革プランによります事務事業の見直し、民間委託等の推進、効率的・効果的行政システムの構築といった面と、運休日が違うということも考え合わせまして、関係各課と協議を行いながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお祈ひします。

藤井本副議長 吉村教育長。

吉村教育長 山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

その前に、議員の皆様には葛城市の教育に、また、子どもたちの安全のために格段のご配慮、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、深く敬意を表するところでございます。ありがとうございます。

今回の放送についてのご質問も、子どもの安全についての熱い思いのあらわれと大変心強く、かつありがたく感じておるところでございます。子どもたちの安全につきましては、これで万全というのではないわけございまして、費用対効果を全く無視するわけにはいきませんが、少しでも安全度の高いものであれば、安全度を高めるものであれば、可能な限り取り入れていきたいと考えております。

今、市内各地で自主的な子どもたちを見守る機運が高まっております。このせつかくの機運に水を差すようなことをしてはならない、あつてはならないと考えておるところでございます。そんなことから、放送につきましては学校現場や担当事務部門への影響にも十分に配慮しながら、鋭意検討していきたいと思っております、しかるべき方法を見つけたいと存じております。

子どもたちの安全についてのご質問でありますので、この機会に一つだけお話をさせていただきます。

子どもたちを守る方法というのはいろいろあるわけでございます。先ほど山下議員もおっしゃったとおりでございますが、その中でも特に、私は声をかけるということを提案したいと思います。また、このことは大変効果的であると言われておるわけでございます。これは地域の人が見なれぬ人を見たら声をかけるということでございます。「こんにちは。何かご用がありませんか」ということで声をかけることでございます。これは子どもたちの安全を守るだけではなく、地域の安全にも有効でございます。近時、泥棒等多くなつておると、経済的な関係からもこれから多くなるであろうという環境下にありまして、この声かけ運動というのは大変効果的かと思ひわけでございます。そして、これはもともかかりません。だれでもいつでもできます。まさに一石二鳥といひますか、一石五鳥ほどの効

果があるかと思えます。

ただし、一つだけ必要なものがあると思っております。それは勇気でございます。これなくして、この声かけ運動は進まないと思えます。今、社会でいろいろな事件が起こっておりますが、その原因はもとをただせば、お互いの勇気のなさから来ているのではないかなというふうに思っておるわけでございます。この観点からも、声かけの輪を広げていくことが、我々大人が勇気を持って実行することが子どもたちに勇気を与え、子どもたちの安全度も大いに高まると、こういうふうに考えておる次第でございます。願わくは、山下議員にお願いしたいなと思うのは、山下議員の放送へのパワーと情熱を、市民の勇気を鼓舞する方にも少し分けていただければ、安全・安心なまちづくりへの大きなエネルギーになるのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

そんなことで、今後とも皆様方のお力添えをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

藤井本副議長 山下議員。

山下議員 それぞれ私の主張を真摯に受けとめていただきまして、答弁をいただきました。

公共バスの件につきましては、葛城市集中改革プランにのっとり前向きにと、私はとっておりますけれども、ご検討いただけるというお話でございました。非常に前向きなお考えを示していただいたと喜んでおります。

利用者である葛城市民からすれば、運営主体がどこであろうと、同じサービスを受けることができるならば何もこだわる必要はないのだと考えます。まして、運営主体の統一でコストが削減され、看板がわかりやすくなり、運休日も統一され接続が便利になる。職員の負担を減らせば、本来の業務に集中できますし、その分、ほかの行政サービスを充実させることができます。理事者におかれましては、ぜひ関係各課で調整を図っていただき、運営統合をぜひ実現していただきますよう強く要望させていただきます。

次に、教育長のお話を伺い、同じ思いでいてくださっているということを再認識させていただきました。期せずして声をかける、その輪を広げるというお話でございましたが、私はその放送によって、その声かけを広げていっていただきたいという思いでおりますけれども、すぐには実現できないこともあるやに伺いましたけれども、できるだけ毎日放送するんでなくても、例えば新学期の初めであるとか、交通安全週間のときだけとか、いろんな方法を考えていただいて、弾力的に運行というか運営していただけたらなというふうに思います。これからも立場は違えど、同じ目的に向かって進む者同士、議論を戦わせながら協力をしていきたいと思っております。

いろいろと主張してまいりましたが、今回の私の質問に対する理事者のご答弁を前向きに理解させていただき、これからの推移を見守ってまいります。どうか市民に見える形で、できるだけ早く行財政改革を推進していただきますように要望するとともに、子どもの安全対策につきましても、葛城市民みんなで子どもたちを守っていこうという機運が涵養できる方策をご期待し、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

藤井本副議長 山下和弥君の発言を終結いたします。

次に、5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま議長のお許しいただき、一般質問をさせていただきます。

2点お尋ねします。

まずは緊急医療体制についてお尋ねします。

先般、橿原市で妊婦の受け入れについて、救急隊員と病院との連絡のふぐあいもあり、搬送先の病院で死産という残念な結果を招いた事故がありました。昨年の大淀病院の事例が生かされていないとの批判も受け、県としては委員会を改めて設置したり、大阪府との連携に動いたり、医務課に病院連携搬送システム係を新設したりと、早急な対応がなされているところです。救急の対応についてはもちろん産科だけでなく、あらゆることが考えられますが、いずれの場合も時間との戦いです。助かる命もむだな時間の経過によって助からない。脳梗塞などは、状態にもよりますが2時間以内の処置で、後遺症も残らず助かるといったこともよく耳にします。最近の都市部への極端な医師集中と言われる中においては、それこそ産科医だけでなく、全体に医師不足の奈良県内で救急の受け入れ先を探すよりは、大阪など、近隣都市へ走るといふことになることも考えられます。将来的にはヘリによる搬送ということも視野に入れるべきではと考えていましたところ、奈良県におきましては、この9月25日より、ヘリでの応援体制ができたということ伺い、これからの緊急医療体制に期待をするところです。これからはこういった県の体制を整うのを待つだけではなく、葛城市としてどこよりも先駆けて、緊急時の受け入れ体制やマニュアルを見直しておくべきではないでしょうか。同時に、最先端医療や病院というものに対する勉強もしながら体制を確立すべきだと考えます。

そこで、まず消防長にお尋ねします。緊急患者の搬送に関し、ヘリコプターによる搬送も含め、現時点での現況について伺っておきたいと思えます。

また、保健福祉部長には、これから市独自の体制づくりへの考え方について、ご意見をお聞かせ願いたいと思えます。

次に、葛城市霊苑のバスの運行についてお尋ねします。

葛城市霊苑の墓地所有者につきましては、8月1日現在で1,231人になります。用地の所有のみの方ももちろんおられますが、多くの方々がお墓参りに霊苑を訪れることになります。ほとんどの方たちは車でのお参りとなるわけですが、昭和62年にできましたこの霊苑も、ことし4月で20年を経過することになりました。それに伴い、それぞれの家族構成も変化し、例えば墓地購入時には家族のだれかの運転でお墓参りをしていた所有者も、夫であったりの運転しておられた方が亡くなったり、小さかった子どもさんたちも成長され、就職や結婚で市外に住居を構えられたりと、運転できない家族が残され、お墓参りもままならないといった状況の家族も少なくありません。そういった方たちからは、民間バスはもちろん、公共施設を巡回する公共バスも通らない、数少ないタクシーでお墓参りに行かなくてはならないとの声も伺っています。

そこで、毎日運行するのではなく、せめて24時間山麓公園の門が開放されている、例え

ばお彼岸やお盆の時期だけでもバスの運行はできないものかということです。山麓公園の奥、坂道を上り詰めた先にある市営の霊苑です。考えてみる必要があるのではないのでしょうか。ご返答をお願いします。

質問は以上です。

再質問は自席で行わせていただきます。

藤井本副議長 北川消防長。

北川消防長 5番、吉村議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、ヘリコプターでの傷病者の搬送についてでございますけれども、まず救急活動に係る119番通報時に所在地、氏名、あるいは病気やけがの状況、かかりつけ医師等の聞き取りを行いまして、救急医療情報システムのデータをもとに、その都度病院へ問い合わせをして、受け入れを可とする病院を確定して搬送いたしておりますが、その際、緊急に病院へ収容しないと重大な結果を招くおそれのある場合には、お尋ねのヘリコプターによる搬送も当然考えるわけでございます。

ヘリコプターでの搬送方法といたしましては、ドクターヘリと防災ヘリの二つがございます。ドクターヘリにつきましては、全国的な配備を目指す特別措置法が来年4月に施行されますが、本県の導入については今後の課題とのことでございます。

一方、防災ヘリにつきましては、18年中12件の救急活動がありましたが、本年9月25日から県下消防本部の救急救命士の搭乗による応援救命活動を開始するに伴いまして、搬送条件の見直しをされまして、葛城市から大阪府北部の病院へ直接搬送する、こういったことが可能となっております。奈良市の県ヘリポートから装備、燃料等の準備を含めまして、本市まで25分から30分で到着します。40キロから50キロの範囲なら病院到着まで1時間弱でありますので、救急車での搬送もほとんど差がないと考えられますが、それ以外の近畿府県なら、病院を管轄する消防本部の救急車へ引き継ぎをいたしましても、1時間半程度で病院に収容することができ、長距離や、あるいは緊急度の高い症状には大変有効な手段と言えます。しかしながら、夜間や気象条件の制約もあるため、いずれにいたしましても傷病者の病状による最も効果的な搬送方法を選択してまいりたいと、このように考えております。

そして、搬送手段の次には、迅速な搬送先の確保についてでございますが、私ども消防といたしましてはスムーズな搬送先の決定ができるように、市内や隣接地の病院に受け入れの協力依頼をいたしておりますが、18年中、これらの病院への搬送率は71%であります。また、病院への問い合わせ回数につきましては平均1.9回でございますが、昨年8月の大淀病院からの転送妊婦の死亡を初め、病院などの受け入れ可否の問い合わせ回数が時として相当数に上り、救急車が立ち往生するなどスムーズな搬送ができない状況から、当消防本部の提案によりまして、消防長会から健康安全局長に対し救急医療体制の充実強化に関する要望書を出すなど、受け入れ先を迅速に確保できますよう努めておりますが、引き続きまして各方面にも協力依頼をしていきたいと考えております。

その一方で、住民の皆さん方にもかかりつけ病院等を持つことの必要性を啓発してまい

りまして、搬送体制のさらなる円滑化に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

藤井本副議長 田宮保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 5番、吉村議員の方からご質問いただいております緊急時の医療体制ということで、ご質問いただいておりますのでございます。

今回も妊婦の緊急輸送に時間がかかりまして死産した問題は、改めて救急妊婦の受け入れ体制の必要性、また総合周産期母子医療センターの早期整備の必要性を痛感させていただいております。

ご質問いただいております中にもありましたように、今、県におきましては問題解決の一環といたしまして、来年1月から稼働する大阪のドクターヘリが県も利用可能となることを明らかにされたところでございます。また、医務課におきましても、医院連携のシステム係を14日付で新設されまして、近畿各府県との緊急搬送の連携を担当されることになったところでございます。しかし、問題の解決策につきましては、やはり医師の確保であります。産科医確保に向けた打開策の一つとして、県の方におきましては、県立医大におきまして医師免許習得後、一定期間内、県内の医療機関で勤務することを条件とした奨学金システムの確立に向けて、現在検討されておるところでございます。また、県内の産婦人科の緊急対応を輪番制にできないかと。公的医療機関でなく民間医療機関とも連携し、緊急時に対応できないかということも検討していただいております。

また、参考に県立医大の卒業生で、県内勤務医師につきましては30%ほどの程度であるようでございます。医師を育てて、県で働く体制の確立ということも図られるよう検討もされておるところでございます。

こうした問題につきましては解決をしていく、または整備に向けて、市としても努力が必要だということを感じておるところでございます。そうした中で、こうした問題につきましては、やはり県が主体となっていただきまして、広域的に対策を考えていかなければならない問題であると思っております。そうしたことから、医師の人材の確保、施設整備等につきまして、今後さらに市長会、町村会、関係機関を通じまして、県の方にさらに働きかけていきたいと、このように考えておるところでございます。

そうしたことの中で、本年度、奈良県の保健医療計画の見直しの年度でございます。20年度から5年間の計画も今、策定をされておるところでございます。そうした計画の中にもいろんな形で期待をしておるところでございます。

また、以前に、一般質問の中で市長の方からも答弁があったと思うわけなんですけども、市内での産科医の医療所の確保について、市としても今後努力していきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

藤井本副議長 米田企画部長。

米田企画部長 5番、吉村議員の霊苑へのバス運行についてのお尋ねにつきまして、ご答弁させていただきます。

ご質問いただきましたお彼岸、お盆の時期の霊苑への公共バスの乗り入れであります、現在運行しております葛城号、ミニバス、それぞれにつきましては保有台数が1台でもあり、相互のバスに乗り継ぎのできる運行時刻を設定していますことから、バスの空き時間がほとんどなく、またお参りに要する時間を顧慮してのバスの運行時刻の設定も非常に困難であります。ご要望におこたえすることは非常に難しいと考えておりますが、山麓公園の停留所の要否を含め、市民の皆様の意見を聞きながら、今後の運行内容の改正にあわせて、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

藤井本副議長 吉村議員。

吉村議員 それぞれよりご答弁いただきまして、ありがとうございます。

へりも運航されるということ、選択によりますけれども、50キロを15分で結ぶへりというのは、これから活用するべきはないかなというふうに思います。

先ほど言いました都市部への医師集中という中には、ある記事によりますと、幾ら待遇がよくても、幾ら市長がお願いに来ても、子どもの教育のために都市部から離れたくないという医師の意見がすごく多いそうなんです。ですから、そういうことを考えますと、奈良県で搬送先を探すよりは大阪で、数もかなり大阪の方が病院も医師も多いですから、搬送先が見つかりやすいのではないかなというふうに思います。へりでの搬送がこういうふうな形で必要になってくることもできてくると思いますので、その際のためのマニュアルづくりも今後しっかり検討していただきたいなというふうにも思います。

奈良県は全国的に見ても医療体制づくりはかなりおこなっているということを聞きます。それを受けて、県も今いろいろと検討なさっているところですが、今、田宮部長の方からも県主体でという話もやはりあります。確かに県主体なんですけれども、市単体で何ができるのかということもありますけれども、葛城市は葛城市として病院とか、もっと産科とか、科ですね、脳外科とか、そういうことも知識をふやしていただいて体制づくりができないものかというふうに思います。幸い葛城市は大和高田とか橿原市と違って、広域ではなくて、現時点では葛城市の消防署があるわけですから、体制づくりもほかから比べたらつくりやすいのではないかなというふうに思います。

その体制づくりの中にも含まれるんですけども、判断力という、それを養うということも必要じゃないかというふうに思うんですけども、今月の4日に平群町でマムシにかまれた男性が、医師や血清などの体制が整っているにもかかわらず受け入れられなかったという記事がありました。これは三室病院の医師がマムシにかまれた患者に対して、呼吸不全など、重篤な症状に陥るおそれがあるとして、医大への搬送を指示なさったそうなんですけれども、それを受けた西和消防本部が救急の原則ですか、すなわち迅速に担当医のいる医療機関に搬送することが原則として、最寄りの王寺町内の民間病院に搬送されて、即治療されて回復なさったという記事が載っていました。

この記事を読んだとき、最初は判断がすごく正しくてよかったなという思いもしたんですけども、これ一步間違えれば本当に三室病院の医師が懸念したとおり呼吸不全に陥るということも考えられますし、そうすれば医師が指示したとおり、医大の高度救急救命セ

ンターに送っておいた方がよかったという記事になったという可能性もあるわけですね。だから、これの判断というのはすごく難しいなというふうに思うんですけれども、対応の仕方というのも日ごろから勉強することが必要なんじゃないかなという、この記事を見て感じました。

お産に関してなんですけれども、今週の月曜日に、奈良でお産についての講演会がありまして、その中で語られていたのが、医師の負担を減らすために助産師によるお産を重視するということですね。きょうの新聞にも大和高田市で、モデル事業として大和高田の市民病院で、助産師の研修で効果が出てるという話も出てきましたけれども、ニュージーランドでの成功例を挙げながら、このときの会ではおっしゃってたんですけれども、正常出産をするときも普通、医師が診る、病院の医師が抱えるということで、医師不足に加えて病院の負担が大きくなるということで、助産師をふやして、研修を兼ねて一つのバースセンターをつくって、そこでお産をしていただいて、そのときに何か異常があったり緊急時のときには搬送する、その先の搬送の緊急のシステムをつくっておく、そういう方がいいんじゃないかという意見も出ていました。

この講演会の中には、昨年、大淀病院の一件で亡くされた●●●●さんのお父さんも参加なさっておられまして、涙ながらに、今、閉鎖されている各病院の産科の再開とともに、1分1秒を争う緊急医療システムの確保というのも訴えておられました。妊婦の搬送につきましては、県が妊婦救急搬送コーディネーターというのを11月から県医大に配置するという記事もきのう出てきましたけれども、県は県として、先ほどから言いますように、市独自の何か体制づくりというものがいいというふうに思うんですね。要は葛城市に住んでの方が、葛城市に住んでる以上は安心だという安心感というのが大切だというふうに思います。そのために市が何をすべきかということなんですけれども、こういったことに関しまして、ちょっと市長からご意見を伺っておきたいというふうに思います。

それから、霊苑のバス運行についてなんですけれども、保有バスに限りがあるということと、空き時間がないということで、今のところは検討できないというご返答だったというふうに思いますけれども、それでは今、ミニバスに関して言いますと、土日祝日は運休なわけですね。そうしますと、例えば春と秋のお彼岸というのは祝日でお休みなわけですから、バスがあいてるということになると思うんです。とりあえず、その2日間だけでも一遍バスを動かしてみても、検討していただくのも一つかなというふうに思っています。弱者への配慮がちょっと足りないんじゃないかなという思いもしますし、墓地にしましても市営ですから、少しその点も考慮に入れていただきたいというふうに思います。

墓地自体に対しての考え方にはちょっと全国的にも変化が出ていまして、最近はお寺の中に設置されたロッカー型の霊苑というのも大変人気があるそうで、みずからがお参りに行かなくて、お寺の方に供養をお願いしているという方も大変ふえてきているというふうに聞いています。みずからがお参りし供養したい、そういう霊苑の購入の希望者に対しては、これからはこういった交通機関があるかないかも購入時の判断材料になるのではないかなというふうにも思いますので、一度こういうことも検討していただきたいなとい

うふうに思います。この点についても市長のご意見を伺っておきたいといます。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 吉村議員の再質問にお答えを申し上げたいといます。

1点目の緊急にかかわりましての、いわゆる医療体制、あるいはまた輸送の手段等につきましていろいろとご意見をいただいたわけでございます。その中でヘリの運航のこともいただきました。ヘリの運航のことにつきましては、先ほど消防長が答弁をいたしましたとおり、いわゆる大阪北部ぐらいまでやったら救急車の方が時間的に早いんじゃないかと、そういう判断もあるわけございまして、そうした面でヘリの利用の導入の方法等については、先ほども消防長言いましたように、いわゆる防災ヘリとドクターヘリということでございますので、それぞれの利用の方法といいますか、手続、そういうものもあるわけございまして、その辺も十分踏まえながら、要は一刻も早く措置ができることが大事であると思っておりますので、そういう観点に立って進めていきたいというふうに思うわけでございます。

また、医療にかかわりまして、産科、あるいはまた脳外科等のこともお話をいただいたわけでございますけれども、今まで産科にかかわりまして、いろいろと葛城広域圏としてもいろんな首長会議等で検討を重ねているわけでございます。今までに申し上げたと思いますが、葛城広域圏の中でのいわゆる大和高田市民病院がいろいろとご苦勞をいただきまして、今のところ葛城広域圏内の住民ですね、いわゆる住んでおられる方のお産については受け付けをしていただくと、こういうことになっているところございまして、いわゆる娘さん等がそれぞれの葛城圏内に嫁がれて、里帰りでお産をされる場合もあるわけでございます。そういうことについては、今のところスタッフの関係もありますし、いろんなことから対応がし切れないというふうなことであるわけでございます。

私は今までから産科のことについていろいろとご意見を伺っておりますところによりまして、今申します葛城広域圏内の個人の産婦人科医さんもおいでであるわけですね。普通分娩のときは問題なく、それぞれのところで対処をしていただけるそうであるわけでございますけれども、問題はいわゆるお産の途中なり、あるいはまたお産が始まる、そうしたときに、異常分娩というふうな形で緊急対策が必要であると、この受け入れが先ほど来いろいろ議論をいただいております実態ではないかというふうに思っている次第でございます。そういうことを踏まえまして、県の方では周産期医療の体制づくりということで、荒井知事も積極的に対応していこうというふうにおっしゃっていただいておりますし、また、先ほど申しました大和高田市民病院へのスタッフ、いわゆる医師の派遣についても我々も一緒に、大和高田の市長さんとともに県の方へお願いをしていると、そういう状況ございまして、そのことについても対応をしていただけるように聞いておるわけでございます。そういうふうな中で、住民の皆さんが本当に安心してということが、いわゆる病気にかかった緊急的な体制を利用しなければならないとか、そういうことがスムーズに行くことが安心のための担保ではないかというふうに思うわけでございます。

先般、私、ある人から今救急車に来てもらってんねんけども、病院がなかなか決まらな

いと、何とかならんのかと直接自宅の方へ電話をいただきました。消防署の方へ聞きますと、それもあんまり方々へというのやなしに、一つのところが搬送受け入れができないということで、二つ目のところで受け入れていただいたというふうなことであったわけでございまして、緊急時のときには、いわゆる患者さんを初め、家庭の方々も大変時間が長いように感じられるわけですね。そのときに、そこへ搬送されて、私もそういうことにかかりましたので、後の対応がどうなったんかというふうなことを家族の方にも聞いたわけなんですけども、先ほど部長が答弁の中にも申しましたように、かかりつけ医をできるだけ日ごろから持っていただくというのが非常に大事であるということは、いわゆる医者への、医療機関への連絡の中にも、そういうふうな先生がおいででしたら、その先生の意見を聞いて、こういうことで、今こういう症状が起こったということが明確にカルテ等で連絡もいただくと、そういうふうなことから医療機関としても対応がしやすいというふうなことをおっしゃってたということを、その家族の方が申されておりました。

先ほど部長が答弁をいたしましたように、そういうことから行きますと、どうかやっばりかかりつけのお医者さんをそれぞれ心がけて持っていただくということを、市としても啓発、啓蒙を図っていきたいというふうに考えるところでございます。

いずれにいたしましても、緊急医療体制、医師の不足の問題とか、いろいろあるわけでございすけども、そういうことも県とも市長会としていろいろと陳情を重ねながら前進をしていただくように、さらに努力をしていきたいというふうに思う次第でございます。

また、二つ目のバスの運行でございます。先ほど吉村議員もおっしゃっていただきましたように、最近の住民の皆さん方の墓地に対する考え方というのが、当初、合併前の葛城山麓公園の墓地が開設をいたしました当時と随分と変わってきているというのは、おっしゃるとおりであろうと思うわけでございす。テレビ等を見ておりましたら、県境の山の上から東は奈良県、西は大阪府を一望できる眺望のすばらしい霊苑の宣伝もなされておまして、そこへの、いわゆる車の送迎も宣伝の文句として言われているというところであるわけでございす。公営墓地ということでございすので、その辺のところはそうした住民の利便を考えていくということ、あるいはまた今おっしゃったように、いわゆる高齢者や、そうした交通手段がなかなか得られないという人に対しては考えなければならないと思うわけでございすけども、墓地という事業そのものが、民間の進出も著しい状況があるわけでございまして、今申しましたように、そういうところでの宣伝等もされまして、住民の方がそれぞれの自分に合った墓地を選ばれるというような情勢の中で、今後、我が葛城市にあります霊苑墓地を管理運営、あるいはまた奨励をしていくためにいかにあるべきかということも改めて考える時期ではないかなというふうな思いもするわけでございす。今後、そうしたことも踏まえまして、部長が答弁をいたしましたように、慎重にいろんな分野で議論を重ねながら、今申しますように葛城市に合った墓地の運営のあり方というものを考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本副議長 吉村議員。

吉村議員 市長からお答えいただきまして、本当にありがとうございました。

今、かかりつけの医師を持つということが大変大事だということをおっしゃってました。啓発にも着手したいみたいなことをおっしゃってましたので、広報かつらぎでも、そういうふうなことを啓発していただけたらなというふうに思います。

それと、どっちにしましても、住む地域によって命が左右されるということのないように、葛城市に住んでよかったという思いを持っていただけるような施策を何か考えていただけたらというふうに思います。

それからバスにつきましても、これから運営体系の方にまで及ぶことになると思うんですけども、今までにもう既に購入なさってる方のことも本当に考えていただいて、その点も考慮していただいて、何かいい方向に進んでいただけたらなというふうに感じていますけれども、その点もお願いしておきたいと思います。

以上です。

藤井本副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井悦子君。

高井議員 ただいま許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。

加守の山間部にあります採石場において、産業廃棄物最終処分場の建設計画が起きている問題についてお伺いをいたします。

今、この産業廃棄物処理場の建設計画をめぐりまして、香芝市の穴虫地域や畑地域住民の中で大きな不安の声が起きております。この計画予定地は碎石場として長年にわたり事業が展開されておりました。今回、この碎石場掘削の跡地を中心に、産業廃棄物管理型処分場を建設する計画があると聞き及んでおります。この地域は葛城市、香芝市、太子町と三つの市町に隣接しており、計画地は葛城市加守ですが、葛城市と香芝市が複雑に入り組み、車の搬出・搬入口や水域、下流域は香芝市となっており、この処分場の影響を強く受けるのは計画地のある葛城市ではなく、香芝市になると考えられております。影響を強く受けると考えられます穴虫地域や畑の地域で大問題になっているのは当然のことと言えます。

また、葛城市の自然環境の保全の必要性について、市総合計画ではこのように記されております。葛城市にしかない特性として、恵まれた自然環境が住みやすさの最大の要因と言われており、葛城二上山麓の歴史的風土が織りなすこの自然環境を良好に保全していくことによって、その価値が高まり、市民や来訪者に、より愛されるものになっていく、このように明記をされております。このように私たちを抱く、金剛・葛城山麓景観保全地域、金剛生駒紀泉国定公園第2種特別地域と指定されております良好な環境は、葛城市の誇り、そして市民の誇りとして良好に保全することが最大の責務と言わなければなりません。そうした地域に計画をされております産業廃棄物最終処分場建設は、山麓の景観保全に与える影響はどうなのか、将来的にも起こり得る事態も想定しながら、住民が健康で安心して

暮らせる生活環境が保障されるものであるのかなどなど、行政の垣根を越えての十分な検証が、まず必要であります。

そこで一つ目、この産業廃棄物処理場計画の全体的な内容はどのようなものであるのでしょうか。全容についてお伺いいたします。

二つ目、計画されております管理型処分場とはどういうもので、どのような廃棄物を処分することが可能なのでしょうか。

三つ目です。処理場建設計画地であります国定公園第2種特別地域において、産廃処理施設の建設は認められるものなのでしょうか。葛城市のとるべき姿勢、基本的な考え方について、こういったことも含めお伺いをいたします。

2点目でございます。後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

ご存じのとおり来年4月から、75歳以上の高齢者全員を対象にした後期高齢者の医療制度がスタートされようとしております。この制度が実施されれば、75歳以上の人は全員、今、加入をしている国保や組合健康保険などから脱退をし、この制度に加入することになります。これによりまして、これまで所得が少なく、子どもの扶養家族になっていました全国で200万人の方が新たに保険料を支払うことになります。厚生労働省の当初の試算では、保険料の額は全国平均で月6,200円、年額では7万4,400円とされております。しかし、東京都の広域連合が示しました試算では、保険料の平均額は年間15万5,000円、埼玉県の高域連合では平均で年9万4,000円という試算が示されておまして、どちらも厚生労働省が試算をしておりました全国平均よりも大幅に高い保険料の試算がされております。また、現行の国保料と比べますと、東京の立川市では2倍から3倍もの負担増になると言われております。

保険料は、年金額が月1万5,000円以上の人は自動的に年金から天引きされ、既に天引きされております介護保険料と合わせますと、平均で毎月1万円を超える保険料が年金から天引きされてしまいます。年金額が月1万5,000円に満たない人は自分で保険料を払いに行くこととなりますが、問題になるのは保険料を払えない人への対応であります。現在は75歳以上の人に対しては、国保料が万が一滞納になっても保険証を取り上げ、資格証明書を発行することはできませんでした。しかし、この制度では保険証の取り上げが可能となったものです。資格証明書では病院でかかった医療費の全額を支払わなければならないわけですから、生活すらままならない貧困で苦しむお年寄りから、医療までも奪い取ろうとするような形になります。まさに無慈悲な高齢者の医療制度と言わなければならないと思います。

福田康夫新首相は高齢者医療の負担増の見直しを初め、障害者自立支援法や児童扶養手当の一部削減の見直しなど、総裁選での公約に掲げました。これらは政府与党の手で、国民の大きな反対の声を無視して、強行に成立させたものばかりであります。参議院選挙での国民の審判や反対世論の急速な広がり直面をいたしまして、見直しを口にせざるを得ない状況に追い込まれてきたものだと言えます。どの程度の見直しがされるのか全く見えないものですが、後期高齢者医療制度で見ましても、高齢者だけを別の医療保険制

度に独立をさせ、死ぬまで保険料と患者負担を負わせるような制度は、世界でも例を見ない過酷なものであります。実施の凍結と全面的な見直しこそ、必要なことであることを強く申し上げたいと思います。国民の声を無視した結果の国の無責任な制度変更など、そしてそれに右往左往させられる地方のこと、さらにそれによって生じる財政負担など、許しがたいものであります。

しかし、現実の問題として、4月実施が凍結されない限り、高齢者医療広域連合として準備が進むこととなります。11月の広域連合議会では保険料が決定されるなど、重要な時期になっております。後期高齢者医療広域連合議会に議員として選出されております市長の責任は重大なものがあります。どのように臨もうとされるのでしょうか。改めてお伺いをいたします。

再質問は自席からさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

藤井本副議長 杉岡市民生活部長。

杉岡市民生活部長 16番、高井議員からのご質問でございます。

葛城市加守の山間部におけます産業廃棄物の最終処分場の建設計画につきまして、今わかっている範囲内で答弁させていただきたいと思ひます。

ご質問の地域は香芝市穴虫2768番地の1、足田砕石が昭和48年砕石業の許可を取得いたしまして、砕石を主たる業といたしまして営業いたして以来、現在に至っておるわけでございます。この砕石場は四つの工区に分かれておりまして、このうち1工区の砕石場の終了が近づいてきてまいりましたために、この跡地を埋め戻し、木々の植栽等により山林を緑化いたしまして、山林復元を計画しておるわけでございます、この埋め戻しに際しまして産業廃棄物をもって充てるという計画でございます。

この産業廃棄物の最終処分場の事業概要といたしましては、平成18年12月に作成されております（仮称）二上管理型最終処分場建設事業事業計画概要書によるわけでございますが、所在地は葛城市の加守1467番地ほかでございます、総面積は処分区域及び管理棟、進入道路を含めまして20万1,900平方メートル、埋め立てます容積につきましては、覆土を含めまして144万立方メートルの産業廃棄物管理型最終処分場となっておりますわけでございます。受け入れされます産業廃棄物の種類につきましては、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずや陶磁器くず及び瓦れき類の安定5品目に加えまして、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、鉍滓、ばい煙、廃石綿、そして産業廃棄物のうちそのまま処分できず、コンクリートで固化処理をいたしました廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の廃棄物の管理型、産業廃棄物の10品目を合わせまして、合計15品目となっておりますわけでございます。ただし、この中で燃え殻、汚泥、鉍滓、ばい煙の4品目に関しましては、分析を実施いたしまして無害適合したものに限りまして埋め立て処分するものとしておるわけでございます。

また、管理型最終処分場でございますので、この計画の中には廃棄物の飛散、流出、浸透を防止するための遮水工、地下水集排水施設、雨水集排水施設、侵出水集排水施設、侵出水貯留施設、侵出水処理施設、埋め立てガス処理施設等を計画されておるわけござい

ますが、しかしこれらの施行計画はあくまでも事業者の独自の計画でございまして、県との協議や指導によるものではないわけでございます。

続きまして、当該地域におけます建設行為等の法的規制でございます。

当該地域は先ほど申されましたように、金剛生駒紀泉国定公園第2種特別地区が含まれておりまして、自然公園法の13条の規定によりまして、特別地区の産業廃棄物の建設は原則的には認められないこととなっておりますわけでございますが、しかしながら同法施行令第11条第22項第4号のただし書きに、土石等の採取によりまして、その形状が変更された土地におきまして産業廃棄物を埋め立てる場合であって、埋め立て及びこれに関する行為により風致の維持に新たな支障を及ぼすことなく、埋め立て及びこれに関して行われる修景等の措置により、従前より好ましい風致を形成することになるときはこの限りではないということとなっておりますわけでございます。

そこで計画の進捗状況であるわけでございますが、許可権者でございます奈良県には、産業廃棄物処理施設の事前協議に入ります前に、生活環境に影響を与える施設の設置の取り扱いという基本方針がございまして、その第一には産業廃棄物の処理施設の設置は土地利用調整会議の事前検討部会において決定するものとなっておりますわけでございます。この土地利用調整会議の事前検討部会におきまして、この地区における関係諸法令に照らし合わせて検討された結果、設置が可能と決定されると、次に、産業廃棄物処理の指導要綱により事前協議が開始されることとなるわけでございます。現在は県の諸機関におきまして、他法令との整合性等の検討を行っている段階でありまして、この土地利用調整会議の事前調整部会の協議の案件になるかならないかと判断を下す段階には至っていないと聞き及んでいるわけでございます。

最後に、本市としての基本的な考えでございますが、最終処分場の建設という事案は本市にとりましても初めての事案でございまして、処理する廃棄物も多種多様にわたっておりますことから、県の指導に追随することだけではなく、本市といたしましても慎重に調査するとともに、今後も地元等の意見を十分に考慮して取り組んでいく所存でございます。

また、先ほど申しましたように、県におきましても土地利用調整会議、事前協議会の前の段階だということでございますので、いましばらくは県の動向等を、推移を見守ってまいります。

以上でございます。

藤井本副議長 吉川市長。

吉川市長 高井議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

いわゆる後期高齢者の医療制度についてでございまして、先ほどご質問をいただきましたように後期高齢者の医療制度の広域連合の議員として選出されました私に対しまして、どのような考え方で臨んでいくのかというふうなご質問であったかと思うわけでございます。

去る6月の議会におきまして、白石議員に同じ趣旨でのご質問をいただきまして、答弁をいたしましたところでございますが、改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

平成20年の4月からスタートすることになっております、この制度の発足に当たりまして、現在、実施主体となります広域連合において準備作業が進められているところでございます。そうした中で、去る8月21日に、平成19年度第1回の奈良県後期高齢者医療広域連合議会が開催をされまして、広域連合が設立運営するための条例及び規則の制定、予算並びに人事案件等46議案が上程をされまして、慎重審議の上、議決をいたしたところでございまして、組織、予算も整いまして、いよいよ本格的なスタートを切ったところでございます。今後、11月に開催予定をされております第2回の広域連合議会では、被保険者に関する議案、保険給付に関する議案、保険事業に関する議案、そして最も重要な課題とも言えます被保険者の保険料等を定める議案が提出をされる予定でございまして、

このように重要な案件を審議していく上におきまして、前にも答弁をさせていただきましたように、この制度が後期高齢者のために医療制度として有意義な制度として発足ができますように、そして私自身、常に高齢者の視点、弱者の立場に立って行政で培ってまいりました知識と経験を生かしながら、奈良県全体の高齢者の方々が心豊かに安心して生活が送れますように、微力ではございますが努力をしてみたいと、このように思っている次第でございまして、

以上でございます。

藤井本副議長 高井議員。

高井議員 ただいま、それぞれにお答えをいただきまして、ありがとうございます。

まず、産業廃棄物の処理場建設問題では、県の土地利用調整会議の事前検討部会の前段階というようなことですが、既に建設予定地大字や隣接となる香芝市穴虫地域、水利組合などへの地元説明会が行われているわけですし、実施に向けての準備は着々と進められているというふうに思っております。指導が後手に回ることはないように、まず最初をお願いをしたいというふうに思います。

産業廃棄物の全体計画についてもお答えいただいたわけですが、（仮称）二上管理型最終処分場建設事業ということになります。面積については約20ヘクタールにも上るもの。埋め立てる容積というのは144万立方メートル、本当に広大なものというふうに思うんですね。それがこの計画が第1期目、4工区の中の一つというふうなことなんです。どれほどまでに行くのやということを、私はすごく心配になりますし、聞くところによりますと60ヘクタールほども土地があるというふうなことも聞いております。

今のこれ、葛城市の観光マップなんですね。ここに、小さいですけども、私自身が本当にどんだけのものなんかということを実感で感じたんですけどもね。これ、市街化地です。これ、山並みですね。観光マップなのでまちが中心なんですけど、これ、緑の山麓地域ですね。ここの中にくっきりと、ぼっかりとといいますか、白い状態で穴が掘られているというようなことなんです。非常にこれ、今時点でこれが進入地も含めて約20ヘクタールです。今後、それ以上に計画がどんどん進められるというような、将来的にはそういうような計画というふうにも私自身聞いてるわけですね。大変なことになってるんじゃないかと。国定公園の中でこういったものをつくられるわけですね。これは本当に大き

な影響が出る香芝市の地域の皆さんの問題だけじゃなく、自然環境や山林保全の観点からも計画地となります葛城市です。慎重で、本当に適切な対応をとっていかなければならないというふうに思います。

この地域につきましては、二上山の稜線の西側にあります。そういうことから、葛城市側から見ますと何の変化も見られないわけですね。高田バイパスの終点、穴虫から少し入ったところ、屯鶴峯に行く道とちょっと反対になるんですけど、向かいになるんですけど、そこに進入路があります。ここ、山に囲まれてまして、その進入路に行きましても、そこから碎石場のある地点というのは見ることはできません。こういった航空写真でしか緑の山の変化を見ることはできないというような場所であります。住民や行政が非常に目の行き届きにくいところ、産業廃棄物の処理場には本当にぴったりやというような場所ではないかと思えます。

現地では、私最近になってそこへ、近くまで行ったんですけども、1日に五、六百台のトラックが搬入搬出されています。もうバイパスおいたらすぐにトラックが数珠つなぎで入るために待ってるんですよ。五、六百台といますと、9時間稼働しましたら1分間に1台トラックが入るというような、非常に規模の大きな、このことを私はトラックの様子を見まして改めて驚かされたわけです。本当にこれが長期にわたる大規模な計画で進められようとするわけでありまして。一たん産業廃棄物処理場がスタートしますと、本当に後戻りはできないという状況ではないかと思えます。香芝市とともに影響を受ける地域の住民の方々の意向をしっかりとらえた対応を強く、まず求めたいというふうに思います。

次に、金剛生駒紀泉国定公園第2種特別地域において、産廃処理場が認められるかという問題についてですけれども、私も少し勉強させていただきました。自然公園法第13条の規定によると、特定地域への産業廃棄物処理施設の建設は原則的には認められないということであります。しかし、今、施行規則、先ほども述べていただきましたけれども、ただし書き規定によりまして、土砂などの採集によってその形状が変更された土地において、産業廃棄物を埋め立てる場合であって、埋め立て及びこれに関して行われる修景などの措置により、従前より好ましい風致を形成することになるときはこの限りではないというふうになっております。産業廃棄物を埋め立てて、自然環境を回復することが本当にできるのでしょうか。従前より好ましい風致を形成することになるのでしょうか。ただし書き規定は自然公園法の本当に理念を逸脱してるというふうに、私は強く感じています。

次に、管理型処分場について説明を願いました。事業活動に伴って出てまいります燃え殻、汚泥、廃油、金属、廃プラスチックなど、こういったものを初めとした10数品目の廃棄物、さらには普通の廃棄物以外に厳しい規制がなされております特別管理産業廃棄物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条では、焼却施設などの集じん機に集められたばいじんや燃え殻で、ダイオキシン類の含有が1グラム中3ナノグラムを超えるものや、爆発性、毒性、感染性、病原体を含む、そのおそれがある産業廃棄物、飛散性のある廃石綿など、人体に重大な被害を生じるおそれのあるもの、そういったものが、ここまで処分が可能なので、さっきのちょっと言い方聞き漏らしてるのかわかりませんが、

そういったところまで、いわゆるそういったものが、まず処分が可能なかどうか、この点についてもお伺いを再度させていただきます。

そういう状況で、たとえ現在、基準に合致した施設というのが設置されて処理されたとしても、何十年先どうなのか、大変私は不安なものを感じます。この点、改めてお伺いをしておきます。

次に、後期高齢者医療制度の問題でございます。市長からお答えをいただきました。後期高齢者医療広域連合議会に臨む市長のお考えを伺わせていただいたわけですが、この医療制度そのものが高齢者に新たな負担増を負わすことになっていること、そして減り続ける年金から保険料を強制天引きする。また、保険料が払えないと保険証を取り上げるなど、こういったことなど、高齢者に非常に過酷な制度であるということは、私はまず市長に認識してほしいなというふうに思います。

先ほど市長述べていただきましたけれども、高齢者の方や生活弱者の方々の視点、立場に立って改善が見られるよう努力をしてというふうにおっしゃっていただきました。ぜひ期待をしたいというふうに思っております。

さらに広域連合議会における具体的な問題で、市長の所見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

まず一つ目ですけれども、保険料の設定についてですけれども、保険料率設定の作業が現在行われているというふう聞いております。先ほども申し上げましたが、東京や北海道などでは保険料の試算額が出ております。奈良県では現在どういう状況になっているのか、試算段階で報告があった時点でも、ぜひ議会にも報告を願いたいと思いますが、その点いかがでしょうかという点。

そして二つ目です。保険料の負担を少なくするために何ができるのかという問題であります。

これまでの老人保健制度は地方自治体への法定委任事務であったことから、指針、通知などにより細かい部分まで国が示しておりました。しかし、後期高齢者医療制度は地方自治体の自治事務であります。政省令通知をもとにそれぞれの広域連合、市町村で判断して実施するということになります。県や市町村が広域連合に補助金を投入すれば、保険料を少しでも低く抑えることが可能であります。また、低所得者への保険料の減免も、広域連合で条例を制定いたしますと、減免制度をつくることができます。高齢者への厳しい税負担の軽減のために、このことについてのお考えはいかがでしょうか。

三つ目です。保険証の取り上げ、資格証明書の発行の問題についてです。

後期高齢者医療の場合は資格証の発行は年金天引きのできない月1万5,000円以下の人、こういった人に資格証の発行というのが発生をする可能性があるわけです。月に1万5,000円の収入の人から保険証を、滞納になれば取り上げて医療を奪う。命綱を切って本当にいいのかというふうに私は思います。葛城市の後期高齢者の人数は約3,100人ですね。そのうち2割が特別徴収できない1万5,000円以下、あるいは年度の途中で75歳になられた方という、普通徴収の人なんです。介護保険の徴収から見まして、そのうちの約1割

が60人ぐらいになると思いますけれども、滞納で資格証の発行というふうなおそれがある人になるわけです。このような自体を起こさないように、保険者である広域連合が見識を発揮されれば、資格証明書の発行をやめることは可能であります。どのようにお考えでしょうか。

四つ目です。開かれた広域連合と市の運営についてであります。

高齢者からの意見聴取や公聴会の開催など、高齢者や市民に対しての情報提供を行い、代表者だけの議論でなく、市民や高齢者の生の声を取り上げた広域連合になるようお願いをしたいというふうに思います。広域連合については以上の、市長に対しては4点でございます。

先ほど済みません。産廃の問題で一つ、もう一度お伺いしたいというのが抜けました。

今、葛城市、これまでの葛城市内において、これまで産廃施設をめぐる業者と行政、地域住民との間でさまざまな問題が起きました。環境保全に向けた葛城市独自の基本的な姿勢を示す条例制定が求められております。検討が重ねられているとお聞きしておりますが、どのような内容で準備されているのでしょうか。また、今回の碎石場跡地への産廃処理場建設に対して、どのような効果、影響力を持つのか、この点についてもお伺いします。

済みません、これだけ、悪いですけどちょっと抜けましたので、お願いいたします。

藤井本副議長 杉岡部長。

杉岡市民生活部長 先ほど説明させていただきました管理型最終処分場ということと、それから今ご質問いただいておりますのは特別管理型最終処分場ということの2種類あるわけで、もう一つは遮へい型管理処分場、安定型という4項目ぐらいの中に分かれております。

今、私どもの方に計画として上がっておりますのは普通の管理型処分場ということで、コンクリートで固めた、先ほど申されましたダイオキシン、PCB等の部分につきましては、現在含まれておらない。今後どういうふうな申請に変わってくるかというのは、今後の問題だというふうに考えております。

それから、自然公園法の関係でございます。これが一番法解釈の、県でも問題にされておるところでございます。しかしながら、先ほど地図を広げていただきましたところによりますと、ああいう緑の中にぽっかりとあいた土地に、それがそのまま放置されるということよりも埋め戻しをしまして修景を保つということ自身の、その辺の議論が現在されておるといふ状況でございます。

それと3点目でございます。市で現在検討しております条例のこの進捗の内容でございますが、葛城市におきましては民間の産業廃棄物の処理施設及び設備を設置し運営している事業者におきまして、施設の不適切な運営によりまして付近の住民の方々に迷惑を及ぼしておるような事案がございました。この中には関係行政機関に届けをするだけで受理されれば、すぐに処理、操業できると。その操業した後問題を起こしてから、地元の方で気づくなり、私の方でもその実態を知り得るような状況であったわけでございます。このような状況を未然に防ぐために、葛城市の産業廃棄物処理施設及び設備の設置等に関する指導条例ですか、これを制定しようといたしておるわけでございますが、この条例の概

要といたしましては産業廃棄物処理施設の許可申請をするときには市の意見書が必要となるわけでございます。この市の意見書の申請に必要といたします添付書類といたしましては、現況に及ぼす環境調査、いわゆるアセスメントでございます。それに加えまして、設置場所の大字区長、施設の境界から500メートル以内に存在する大字の区長、設置場所の水利権者の代表、放流水が流入する関係大字の水利権者の代表、隣接の土地所有者の同意書を必要といたしておりまして、地元説明会の議事録も必要といたすわけでございます。また、従来行政機関への届けのみで市が関与できなかった設備の設置に関しましても、その届け出に関しましても市の同意書を必要といたしまして、その同意書の交付に際しましては、先ほど申します意見書と同じ添付書類が必要とするわけでございます。ただしこの場合、環境に関するアセスメントを除くということをしております。そして意見書の交付につきましては、新しく組織いたします葛城市産業廃棄物等の審議会を設立いたしまして、その答申に基づきまして交付するものといたしておるわけでございます。

次に、この条例の制定の進捗状況でございますが、県廃棄物対策課との協議、市法令審査会での審査を経まして、過日の9月13日に民生水道常任委員会で協議、審議いただいておりますが、若干確認すべき事項や既存事業者との調整もございまして、そういうことであるわけでございますが、できるだけ早期の機会に条例制定に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 後期高齢者に係ります広域連合のことにつきまして、再質問をいただいたわけでございます。

再質問の内容は4点ということでございまして、保険料の設定、あるいは少なくするための補助金のあり方であるとか、そういうことと、それから保険証の発行、資格証の発行、また、開かれた広域連合のための措置と、そういう4点であったかと思うわけでございます。

保険料の設定の問題につきましては、今のところ、私、議員として何も報告をいたしておりませんし、全然白紙の状態、私自身は白紙の状態であるわけでございます。先ほど申しましたように、11月に開かれる議会に向けましていろいろと手続的なものがなされてくるだろうというふうに思っている次第でございます。したがって、負担を少なくするための対応の問題であるとか、あるいは保険証の発行、あるいはまた資格証の発行等につきましても、そうした中で減免措置とかいろんなことが議論をされるかというふうに思っている次第でございますので、今のところそういう情報がございませんので、答弁を申し上げられないという状況であるわけでございます。

また、開かれた連合に向かってというふうなことで、いろんな皆さんからご意見をいただけるような、例えば被保険者の代表の参加ができますこととか、被保険者の意見をいただくこととか、そういうことにかかわります新しい協議会等の設置につきまして要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

藤井本副議長 高井議員。

高井議員 まず、産廃処理場のことであります。

私自身の認識の違いも少しあるかと思えますけれども、まず葛城市独自の規制という問題で、条例制定についての検討ということでもありますけれども、これまで市内において産廃処理施設などの設置でさまざまな不適切な事例が出る中で、今回準備されております条例では意見書や申請に必要な添付書類など、これまでのトラブルを回避するための大きな、私は力になろうというふうに思っておりますので、ぜひこれは早く成立をとというふうに思いますし、今回の処分場建設に当たっても、特に水利組合や下流域の関係の大字の不安が大きいくらいに、行政域の垣根を変えて対応できる根拠として、ぜひこの点からも早期に条例を制定し、施行をお願いしたいというふうに思うものです。

今回の碎石場跡の産廃での埋め戻し計画について、非常に大規模で長期にわたる計画であります。私自身の認識が違うのかもしれませんが、管理型処分場というのは遮へい型処分場でしか埋め立てできない、特定有害産業廃棄物以外のものは埋められるということですね。ということは、それこそ本当に危険な放射能であったり、何かそういうようなもの以外は大概のものは何でもいけるんじゃないかなというふうに思っています。将来にわたりまして安心・安全が担保されるものなのか大きな疑問が残りますし、この緑の山が真っ白になってるところを緑で戻すからええやんかと、修景になるんやというふうに解釈するのか、もちろん今でも既にこの植栽で緑に戻すというのはともかくとしても、現在も産廃ではなくて残土やら汚泥なり、いわゆる下流域で認めておられるようなもので埋めてるわけですね。そこに産廃ということになるわけですから、これは従前より好ましい修景になるのかというのは、私はやはりノーとしか言えないんじゃないかなというふうに思います。これは許可権限、あるいは地元の意向というのがありますけれども、県にあるわけですから、最終的な責任を県が持つということになるんでしょうけれども、そういうこととなりますけれども、これまでも県の指導、責任というのを、県の名前のもとで許可されたり、届け出を受け入れられたものというのはかなりたくさんあるんですね。旧新庄町時代においても産廃処理をめぐる違法な行為が繰り返されてきたり、業者のしりぬぐいに地域住民や行政が苦しめられてきた、そういう私は経験があるというふうに思っているんですね。そして、今も寺口や太田地域やら、岡田池周辺や平岡地域などなどで問題の土地を引きずっているわけでもあります。県の責任、指導力を待っておられないというのが、私は現実だというふうに思っております。計画地が葛城市となる今回の計画につきまして、将来にわたって自然環境の保全と住民の安心・安全を保障するために行政域を超えて連携をして、厳正な姿勢で臨んでいただけますよう、これは重ねてお願いをしておきます。

それと、広域連合の医療についてですけれども、確かに市長おっしゃいますように、11月に保険料を含めたもろもろの議案が提出されるということでもあります。もちろんそうだと思います。ただ、保険料の試算というのは、11月に議会で報告されるときというのは賛成か反対かですか、決まるときなんですよね。それを待たずして、やはり試算というのは

出されてるというふうに思います。奈良県の場合おこなっているんだらうとは思いますが、ぜひそれが出た時点で担当常任委員会なりにでも、ぜひお示しいただきたいというふうに思います。

それと、それ以外の保険料を安くする、減免制度をつくったり資格証をどうすんねやというような問題、今後議論をされるということになるかと思えますけれども、やはり市長がそういう本当に弱者、高齢者のためになるような医療制度というふうに言っておられたわけですが、そうなるためにはやはりそういった人を救済できるような条例制定を積極的に提案し、ぜひ実現ができるように、これは唯一市長にかかっておりますけれども、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

藤井本副議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時 57分

再 開 午後 2時 30分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、阿古和彦君の発言を許します。

阿古議員 議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は学校給食についてであります。

我が国に輸入される食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃは、年間の輸入届け出件数で約186万件、輸入重量で3,400万トン、これは平成17年度実績であります。そして我が国の食糧自給率は約4割、供給熱量ベースの総合食糧自給率となっております。これら我が国に輸入される食品等の現状を踏まえ、平成15年に食品衛生法を改正し、平成18年度において厚生労働省及び検疫所は農薬が残留する食品の販売等が原則禁止されている、いわゆるポジティブリスト制度の導入をし、食品の安全性の監視指導を強化しております。

その中で、ことし7月3日付の報道発表で、神奈川県横浜市教育委員会は学校給食に使用予定だった中国産キクラゲについて自主検査をしたところ、基準値を超える残留農薬が検出されたため、学校給食での使用を中止したことを発表しました。我が葛城市では7月11日に葛城市学校給食運営委員会が開催され、その中で中国産食材の安全性について話題となり、学校給食運営委員会を進める座長として、食材の安全確保が学校給食での絶対条件であると意見を申し上げたところですが、葛城市の学校給食での中国産食材の取り扱いについてどうなっているのか、また、食材の安全性の確保をどのようにしているのかを質問したいと思います。

なお、再質問は自席より行います。

野志議長 宮西部長。

宮西教育部長 6番、阿古議員の学校給食についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

ご質問にあったわけでございますが、本年7月、横浜で、給食用材料の中国産キクラゲから残留農薬が基準の2倍以上検出されたという報道がなされまして、中国産食材の安全

性が大きく問題となっております。葛城市の対応でございますが、7月の、先ほども質問にございましたように、給食運営委員会でも報告申し上げたわけでございますが、7月の給食献立の海藻ミックスに中国産のキクラゲを使用する予定であったわけでございますが、大事をとりまして、急遽、国産のワカメに変更させていただきました。ちなみに本市の学校給食で、1学期に使用した中国産食材はワカメ、干しシイタケ等8品目で、残留農薬検査成績書を早速取り寄せましたところ、問題が全くございませんでした。

また、輸入食品の安全性につきましては輸出国自身の検査とともに、国内では厚生労働省、各都道府県が監視、検査を実施されております。検査の結果、思わしくない場合は回収、廃棄、また積み戻しや改善報告がなされるまで取引停止といった措置がとられております。

次に、かつて食品に残留する農薬等で、従来は残留基準を定めていないものがあったわけでございます。質問の中にもございましたように、18年の5月施行のポジティブリスト制度の導入によりまして、人の健康を損なうおそれのない量といたしまして0.01ppmを厚生労働大臣が設定し、それを超える農薬等が残留する食品は販売等を禁止することとなっております。

以上申し上げましたような仕組みで、食品の安全が図られておると考えおるわけでございますが、給食センターといたしまして、それらのチェックを信頼するとともに、目視やおい検査を実施し、安全性が疑わしいものは給食材料として使用しないこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

野志議長 6番、阿古和彦君。

阿古議員 ありがとうございます。

まず、ちょっとポジティブリスト制度、若干、理解の仕方が食い違ったのかなとは思いますが、カロリーベースという約4割の食材が輸入される、それに当たってさまざまな輸入食品、これは実は中国産だけではなく、海外から輸入されるものはかなり検疫所で、報道はされてませんが、月1回程度は必ず何らかの食材がひっかかっているのが実情です。その中で、国内ではそれを取り締まるべき法律がない。その中でポジティブリスト制、今までは、ですからネガティブなリスト制やったわけですよ。それをポジティブリスト制に変えた。その中で、ご指摘のとおり指定がされてない化学物質すべてについて、0.01ppmというのは、それはもう機械の検出限界なんですね。もうそれ以上、機械としては検出できない限界の濃度が0.01ということだと思います。多分、大ざっぱに言うと25メートルのプールにスポイドで水滴を一、二滴落とすぐらいの、プールの水に水滴を一、二滴落とすぐらいの濃度、それがもうそれ以上機械ではかれない。そやから、基本的にはもう存在してはいけないやという前提が0.01ppmやと思います。たしかそのような理解をしてたと思うんですけども。

その中でやはり必ずしも中国食材ということにかかわってというわけでもないんですけども、子どもたちの口に入る給食そのものについては、葛城市では全国の給食費の平均か

ら比べますと数百円安い値段を設定していただいて、非常に現場の方で、その給食費を安く抑えようという努力を非常にしていただいております。それは非常にありがたいことや、保護者も皆さん喜んでおるんですけども、その中でまず言えるのは、安い、その価格、食材の安さとか高さとかいう、そういう価値判断を安全というその基準の中で対比するような議論は絶対してはいけないし、その行動はとってはいけないと。安全であるということは大前提なんです。ですから安全であって、次に初めて値段が高いか安いかという議論が来るべき問題であって、まず安全が確保される、そのことが大切だということを過日の給食運営委員会で申し上げさせていただいたと思います。

確かに食材の安全をいかに確保するのかというのは自治体だけでは決して無理な話で、検疫所等の検査員の人数ですとか、サンプリングの率ですとかということを考えますと、まだまだこれから議論される余地があるのかなと思っております。強いて申しましたら、そういう大きな意味も含めまして、葛城市の給食の食材の安全性ということについて、教育長の見識等をお聞かせいただければと存じます。

野志議長 教育長。

吉村教育長 阿古議員のご質問にお答えしたいと思います。

日ごろは学校給食につきまして、いろいろご配慮いただきありがとうございます。まずは御礼を申し上げます。

学校給食につきましては、議員がおっしゃるとおり安全が大前提かと思っております。その次においしく、安くと、こういう順序であろうかと思っております。現在、食材の調達から調理して、最終的には子どもの口に入るまで、すべての工程にわたりまして細心の注意を払っておるところでございます。

学校ではまず校長先生が食事をして、そして少し置いて児童が食べるということで、私は最初、あれ、これおかしいなど、昔の家と同じかなというふうに思っておったわけですが、校長先生が毒味するんだというふうに聞きまして、命をかけて給食の安全を校長先生が確かめていただいと、命をかけて子どもたちを守ってくれてると、そういうふうなことを知りまして大変感銘したことでございます。

学校給食の目的は、大前提は安全でございますけれども、児童・生徒の栄養のバランスをとるとか、食事を通して豊かな心をはぐくむとか、いろいろあると思います。最近特に食育ということをいろいろ言われておるわけです。本来ならば当然家庭で十分やっておかなければならないやつが、今できてないということから、これが脚光を浴びておるわけですが、そんな関係から国は2年前に食育基本法を施行されました。県はことしの3月に食育推進5カ年計画というのも出されております。そこには四つほど言われているんですが、生きた教材として使う、伝統的な食文化を大切にする、食物の生産者に感謝する心をはぐくむと、こういうふうなことをやっておるわけでございます。そんなことから、学校給食は大勢の人によって支えられていることを改めて感じましたし、子どもたちはそこで生き生きとして気分転換し、情報交換して、また、教育上もたくさんの材料を提供してくれているのが学校給食でございます。そして、その大前提は先生がおっしゃるように安

全ということでございまして、基本的には安全性が疑わしいものは給食材料として使用しないと、この辺を徹底いたしまして、今後の給食の安全を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

野志議長 6番、阿古和彦君。

阿古議員 教育長の方に答弁いただきまして、その中で食育という言葉もいただいております。

実は6月議会に食育につきましては葛城市としてやはり食育計画を、独自の計画を策定すべきではないかという一般質問をさせていただきました。県の段階でやられている話ですが、いずれ自治体の方に流れてきて、近いうちにまたそういう計画が取り組まれるのかなという願いも持っております。今回の中国食材の件につきましては、非常に迅速な早い対応をまずしていただいていることを感謝したいと思っております。

それで、これは富山県の例ですけれども、富山県もやはり8月8日付で中国産の食材の安全性の不安が高まる中、富山市、魚津市、立山町等は、2学期から中国食材を使用しない方針を決めたと。ほかの自治体も、安全性を確認できないものについては使用しない方針であるという対応をとっておられます。いち早く葛城市がそういう方向で対応していただいていることを、教育長並びに教育部長、教育委員会、両給食センターの職員さんに深く感謝いたしまして、ちょっと手短ですけれども私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

野志議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、17番、白石栄一君の発言を許します。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は水害に強いまちづくりについて、平成18年度の工事請負契約等の入札の結果についての2点でございます。

まず、水害に強いまちづくりについてお伺いをしてまいります。

7月16日から17日にかけて葛城市を襲った大雨は、16日の日最大雨量が38ミリ、17日の日最大雨量50ミリと、観測史上2位、7位という集中豪雨で、床上浸水4戸、床下浸水63戸を初め、大きな被害をもたらしました。その被害の実態を掌握、分析し、どのような原因によるものかを究明し、緊急の対策と総合的、恒久的対策に取り組まなければなりません。

まず、このたびの災害の実態と対策について、また、どのような原因によって被害が拡大されたか、説明を求めるものであります。

次に移ります。

今世紀に入って地球の温暖化など、地球環境の急激な変化が原因と考えられる干ばつや大雨による甚大な被害が世界各地で広がっています。日本でも大型台風や記録的な豪雨による洪水や山崩れが発生をし、各地で被害が増大をしています。記録的な集中豪雨であったことが今回の被害を大きくしたことは事実であります。これからの対策はこのたびの記録的雨量や被害の実態を前提に対策を立てなければなりません。災害時の救急出動の体制の確立や自主防災組織等の整備、強化に万全を期することは当然のことではありますが、

私は水害を緩和するための総合的、恒久的対策を提起したいと考えます。地震を押しとどめ、震度を緩和することは困難であります。水害は山林や田畑、遊水池の保水機能によって、河川や用排水路に流入する雨水のピーク流量を軽減することができます。

最近、川の水が減ってきたが、いつとき雨で短時間で水位が上がりあふれそうになる、このような話を聞いたことがないでしょうか。山林の荒廃や農地の耕作放棄、転用、池の埋め立てなどによって保水力が低下をし、雨水がいつときに河川や水路に流れ込む状況であります。今後、葛城山系を初めとした山麓地域の自然環境や、森林・農地等を保全、育成し、その保水力、水源確保等の森林・農地などの多面的な機能を再び回復させること、とりわけ西山の荒廃した森林の保全に本格的に取り組む必要があると考えます。県の補助事業を活用した干ばつや里山保全等の事業とあわせて、葛城市の資金と人材を活用した独自の施策が求められています。森林や農地、ため池や遊水池等の保全整備について、どのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

次に、河川や用排水路からあふれ出た内水による農産物の被害、床下浸水などに対する河川の改修や市街化区域の排水路などの整備等について、どのようにお考えになっているかお伺いをしておきたいと思います。

次に、平成18年度の工事請負契約等の入札の結果について等でございます。

昨年の9月定例会から公共工事の請負契約の入札の改善について議論を始めて、ちょうど1年が経過をいたしました。市民から寄せられた貴重な税金で賄われる公共工事が、競争入札によって税金がいかに有効に使われ、丈夫で長もちするよりよい公共物、社会資本が最も経済的で効率的に施工されることは、法が求める最小の経費で最大の効果を得るという趣旨にかなうものであります。また、今日の大変厳しい本市の財政環境からしても、このことは大変重要であります。昨年来の議論で前部長は、平成18年度については落札率等が低下をしてきて、一定の効果が上がっている、また、入札制度も一定の改善を加えている、このようなご答弁がありました。それでは、平成18年度の入札結果や入札制度の改革についてご報告をいただきたいと思います。

それから、地域経済や雇用の改善に貢献できたかという問題です。公共工事の発注は公共事業の予算を通じた産業政策として大変重要な政策目標の一つであります。この1年間を通じて、地域の経済や雇用の拡大にどれほど貢献できたか、どのような到達点を持っておられるか、ご答弁を願いたいと思います。

次に、地元業者の育成の問題です。

談合見え見えの高率の落札、丸投げ、工期の延長など、まだまだ地元業者の実態は不十分きわまりない状況です。葛城市は施主として、発注者として、改善のためにどのような指導をなされてきたのか、ご説明を求めるものであります。

以上であります。再質問は自席で行わせていただきます。

野志議長 石田部長。

石田産業建設部長 それでは、白石議員の1番目のご質問でございます。水害に強いまちづくりということで、3点につきましてご質問をいただいたところでございます。順番にご説明を申

し上げたいと思います。

まず、1番目のご質問でございます7月16日から17日にかけての集中豪雨によります被災状況ということで、白石議員からもございましたように、床上浸水が4戸、床下浸水が63戸、それからあと農地への土砂流入につきましては8件、農地冠水が12カ所、それから道路災害につきましては14カ所、それから県管理となります1級河川につきましては、護岸崩壊なんですけども、これが7カ所、それから農地・水路の災害につきましては88カ所となっております。

対策といたしまして、床上・床下冠水いたしました家屋につきましては、環境課によりまして薬剤散布を行ったところでございます。河川オーバーフローの一番の原因であります、流下能力の増強、堆積土砂の撤去につきまして高田土木と協議、順次、撤去作業をお願いしているところでございます。あと、道路・農地災害につきましては、本定例会で災害復旧予算を補正させていただきまして、国庫補助金によります災害復旧につきましては、道路・河川関係が今月18日、19日で現地査定が終わりまして、提出いたしました10カ所の災害復旧につきましては、ほぼ満額の査定結果をいただいたところでございます。あと、農地災害につきましては、88カ所のうち63カ所を国庫補助災害として提出予定をしております。農地災害復旧につきましては、査定につきましては、10月22日からの査定に備えまして、現在設計書の作成を行っているところでございます。

それから、2番目のご質問でございます森林・農地の保全・育成ということでございますが、本年も林業振興費で造林、間伐、下草刈り、また大字、竹内におきましては森林環境税によります里山林機能回復事業の実施に伴い、予算計上をお願いしているところでございます。特に山林につきましては、近年の建築資材としての国産杉・ヒノキの利用度が低くなりまして、山林所有者におきましても生産意欲の低下により、造林、間伐がほとんど進んでいないというのが実情でございます。また、農地におきましても後継者不足によります耕作放棄が進んでいます。

農地におきましては専業農家、認定農業者への流動化ということで、農業委員会を通じましてあっせんをしているところでございますが、特に山麓地域に位置します農地につきましては、機械化、また日照による生産量の問題もあり、流動化の進まない原因の一つであると考えております。

平成19年度も林業・農業関係には多くの予算を計上させていただきましたが、やはり外部での長時間労働、労働に対する収益率の低さ、これらにより、ますます林業・農業離れが進むものと思われま。

白石議員のご質問の中にも価格安定ということをよく聞くんですけども、この価格安定にいたしましても、ある程度の数量がまとまらなければ現在、夏秋ナスで行っております出荷安定基金助成というのも、やはりこの数量が問題になってまいります。

ご指摘の保水力、水資源の確保には有効な農地・山林ではございますが、近年の集中的な豪雨にはやはり耐える力が低く、ため池、住宅開発時の調整池を利用した治水対策が必要であると考えます。

奈良県では大和川総合治水対策事業の一環といたしまして、各市町村に降雨時の一時貯留を義務づけておりまして、当市では運動場を利用した貯留浸透事業に1,890トン、ため池を利用した治水対策に4万トンの一時貯留が割り当てられております。運動場を利用する貯留浸透事業は229%の達成率になっておりますが、ため池を利用する治水対策は、やはり降雨量が多くなります6月からは農地におきまして農業用水が多く必要となりますため、治水対策となります満水面より以下での貯水制限を実施できないのが現状でございます。

次に、3番目のご質問でございます開発河川水路の改修でございますが、現在、奈良県におきまして平成18年度大和川流域河川整備計画を策定されまして、大和川の支流となります各河川の流下能力を検討され、断面不足の河川につきましては河床の掘り下げ、堤体の強化、拡幅による流下能力の増強を図るべく、その事業に着手されているところでございます。また、住宅開発におきましては、大和川流域総合治水対策として、大和川流域調整池技術基準、それと大和川流域小規模開発雨水流失抑制対策指針、これらによりまして雨水流失抑制施設を設置しなければならないとされております。その開発規模は現在5,000平方メートルとされておりますが、20年1月からは3,000平方メートル以上の開発におきまして調整池を設けるものと改正されます。この改正によりまして、当市におきましても開発指導課、水路管理担当課が連携を図りまして、地元水利関係者の意見を聞きながら、水害の発生が生じないよう万全の体制で指導に努めたいと考えております。

以上でございます。

野志議長 高木部長。

高木都市整備部長 17番、白石議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

適正化法の目的であります公共工事に対する国民の信頼確保及び建設業界の健全な発達を図るため、葛城市では入札・契約の適正化については、入札・契約情報の公表、また年間の発注見通しの公表等を積極的に導入いたしておりました。そして入札の透明性、公平性、競争性の確保に努力しておるところでございます。

入札方法におきましては、一般競争入札の導入も過去には諮っておったわけでございますけれども、平成17年度におきましては、建築工事の4億円の工事につきまして1件の発注をいたしたところでございます。本年度におきましては、一般競争入札の実施要領等を作成いたしまして、金額を1億円以上と定めまして、建築工事1件、土木工事3件、計4件の発注のしているところでございます。落札率から見ますと、平成19年度現時点と平成17年、18年度を比較いたしますと、一定の評価があらわれてきているところでございます。今後は価格以外の技術提案、それから実績等、総合評価をして、落札者とする総合評価方式の導入を検討しており、近隣市町村の動向を見ながら業者選定委員会において議題といたしたいと思っております。

次に、2点目の地域経済や雇用の改善に貢献できたかということでございますけれども、公共投資に対する経済効果につきましては、ご承知のように公共投資に対して直接的・間接的効果を含め、いろんな角度から考察をかけられておるところでございます。国を初め、

各種研究機関からも効果があることが出されております。雇用改善の面においても同様であると思います。公共工事の規模の点についても、国等が行っております大型工事よりも本市が実施しております事業規模、地域密着型事業の方が効果があることを示されており、実施いたしました公共工事は地域経済や雇用改善に寄与されているものと推測するところであります。

3点目の業者育成についてでございますが、建設業界を取り巻く環境は工事の減少により依然厳しい状況にあります。本市においては従前から地域経済の活性化や地元業者の育成の観点から、競争性の促進に配慮しながら地元業者への発注に努め、受注機会の確保を図っております。また、企業としての資本ともなる職員、従業員の資質の向上については、以前にも申し上げておりましたけれども、公共工事の趣旨を再認識願うとともに、労働安全衛生講習会や技術講習への参加も促し、企業としての資質向上に努めてまいりたいと思います。今後も引き続き透明性、公共性を確保して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に向け取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

野志議長 17番、白石栄一君。

白石議員 2点にわたり、それぞれ部長からご答弁をいただきました。

改めて質問をしてまいりたい、このように思います。

このたびの大雨による被害の実態と対策については、いろいろ初動の段階で問題があったようでございますけれども、おおむね対応ができていないのではないかと、このように思われます。私は当然のこととして、災害が起こって、それに対して、その被害に対して本当に機敏に対応する、そして現況復旧をしていくということは、これは非常に大切なことだというふうに思いますし、これは市の責務だと考えます。

ところが、やはり災害に強いまちづくりというのは、そのような対症療法的な対策ではなくて、災害・水害そのものを総合的にとらえて対応するということが、私は大事だというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、地震はいつ来るかわからない、どこへ来るかわからない。ところが、雨は降れば必ず葛城市で降るということはわかるわけです。どこに降るかもわかるわけです。そうすれば、葛城市の恵まれた西山の森林、自然環境、これらを生かした、保水力を生かした施策が、これは当然のこととして必要になりますし、これは行政として当然のこととして視野に入れて事業に取り組むべきことであります。

じゃあ実際に、部長は間伐とか里山保全の事業に取り組んでいるということでもありますけれども、これは県の補助事業を活用してやってるわけですが、これは平成18年度で実際の補助額というのはどれほどだったのでしょうか。9万円ぐらいじゃなかったですかね。里山の保全については37万円ぐらいでしょう。それから森林組合に対する補助金、これは45万円ぐらいであったのではないかと。その他、鳥獣による被害等の予算はありますけれども、実際にその林業の振興という点からしても、私は非常にお粗末な内容だと、やっぱり言わざるを得ません。

そこでお伺いをしたいわけですが、本市には森林計画をつくられておられるわけですが、これは森林計画において、実際にこの山麓の森林地域をゾーニングして、民間所有者の実際の林業の経営ぶり、実際に森林そのものが適正に管理されているかどうかという点を把握されているのかどうか、この点お伺いをしたいというふうに思います。

県は森林環境税という形で平成19年度でしょうか、約3億2,000万円ばかりの予算を組んで、間伐や里山の保全に対する予算を組んでいます。これは特別税という形でやっているわけでありましてけれども、これとても到底追いつけない状況であります。今、森林の経営も含めて、保全も含めて、今、全国的に地方自治体の役割が注目をされています。やはり身近な地方自治体が林業経営者とやっぱりタイアップして、土地所有者とタイアップをして、地域の林業振興とあわせて環境保全をしていくということは、これは単なる林業家だけではなくて、地域住民のニーズとして期待をされてきているというふうな状況であります。

ご承知のように、葛城市の市民は本当に葛城市に住んでよかったと言える、そういう気持ちになるのはどういう点にあるかといいますと、やはり葛城山系、岩橋山、二上山を含めた、やはり西山のすぐれた環境なんですね。これをもって、葛城市は本当にいいまちだという評価が高まっているんですね。大和高田の市民から聞きますと、山が欲しい、緑が欲しい、こういう欲しいと思っても得られないものを、やはり私どもは持っているわけです。しかもそれを水源の対策や、あるいは災害の対策で大いに制御し保全をし、より生かしていく、これはまちづくりの根本ではないのかというふうに思うんですね。いかがでしょうか。

それから、市街化区域における、いわゆる住宅地ですね。このたびの災害では、いわば水路からあふれ出た内水によって床下浸水をするということが起こりました。私は当然、これは単に改良区やその住民に責任があるわけではない。市街化区域というのは都市計画法に基づいてゾーニングをし、それぞれやはり宅地開発、あるいは農業振興、あるいは工業地として工場誘致をしていくという目的を持って、市が県とも協議し決定したものであります。当然の責任として、その基盤整備は、これは市にあるわけです。ですから、やはり市街化区域における道路や排水路や、そういう社会資本の整備というのはどのような観点でこれからやっていくのか。確かに中小の河川で本当にいっとき雨であふれそうな河川が非常に多いわけです。断面が足りない。その下流に降った雨を一挙に押し流していくということはなかなか困難な状況にある。これはもう皆さんご承知の話じゃないですか。だからこそ県も重い腰を上げて、大和川流域のやはり計画的な治水対策をやっていくということになっているんですから、それにあわせて葛城市も当然、この住民が、皆さんが安心して安全に暮らせるような基盤整備をやはりしていくというのは当然ではないでしょうか。だから、もちろん県は県として整備してくれなければ、水を飲まなきゃ幾ら広い水路つくたって効果がないということはあるんですけどもね。その点をもう一度、市街化区域内、とりわけそういう施策を推し進めてきた責任として、どのように今後対応していくのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、公共工事の入札の結果についてであります。

部長はまとめて一定の前進をしている、17年、18年、19年と比較をすれば、そのような結果になっているということのご答弁でありました。さらに入札制度についても、一般競争入札を条件つきではありますけれども拡大をしてきてる。平成17年で建築で1件、平成18年度はなかったでしょうか。平成19年が改めて1億円以上の土木も含めて条件つき一般競争入札を採用するというので、土木において初めて3件の条件つき一般競争入札が採用された。これは一つの前進として私は評価をしておきたい。これがどのような結果になったか、また楽しみにしています。

それで、私はこの入札の中身で、今後、技術提案型等々の説明がありました。ご承知のように奈良市や生駒市では、この事後審査型条件つき一般競争入札、いわゆる郵便入札の実施に踏み切っております。その結果を見てみますと、生駒市では土木一式工事で前年度から約16ポイント減の大体落札率は70.91、これ6件そういうものがある。造園工事が約6.5ポイント減の84.78、19件ですけれどね。こういう状況になっています。奈良市でも土木や建築で制度を導入して、平均10%の落札率の低下になっているわけでありまして。この点で、この入札制度についてはどのようにお考えか、改めてお伺いをしておきたいと思えます。

また、新聞報道でもご存じのように、橿原市はし尿処理施設の談合事件をめぐって、これが、談合があったということが確定したことによって損害賠償を請求するというをやられました。これは、そういう内部で損害賠償をするという規定がなければできないということではありますが、本市ではこの点、もしこういう事案があった場合、損害賠償が請求できるのかどうかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、実際の入札結果について、課長は一定の前進をしているということだけの答弁でしたので、その中身について若干の検討を加えてみたい、このように思います。平成17年度と18年度の比較であります。平成17年度は予定価格の総額、落札価格の総額を出しました。それで割りまして、平均落札率を出してみましたら96.67%。ですから、これを比較すれば落札率がわかりますし、経費の削減効果がどれだけあったかということがわかるんですね。予定価格から落札金額を引けば、平成17年で4,251万円の効果があると。いわゆる予定価格の総額の3.33%、競争入札によってこれだけの効果がある。平成18年度はどうか。あわせて予定価格の総額が13億4,376万円、これ200万円以上の工事についてですから、数字が若干異なると思えますのでご承知いただきたい。落札金額の総額が12億4,765万円、落札率が92.85%、平成17年が96.67%でしたから3.82ポイント下がってる。これは本当に具体的に前進をしているということではないのか。また、経費削減効果も9,611万円、7.15%ということですから、これは確かに部長の言われているとおりではないのかというふうに思います。

しかし、これは中身をよく見ますと、大きな金額の発注を受けている特A、あるいはAランクの業者が本当に低くなっているから、全体として落札率が下がっているんですね。例えば特Aの場合、18年度は予定価格の総額が5億5,000万円、落札金額が4億8,610万円、

落札率が88.38%、これ今までの最低の線ですね。そして、その効果、削減効果が6,390万円ですから、大きな比率を占めているんですね。そしてAランクについても落札率で2.17%下がっているという点を、やはり一定の規模の業者については昨今の談合の問題、あるいは社会的な批判の問題、地方自治体財政が厳しいという、そういうことをきちっと受けとめて、それなりの対応をしてきてる。

ところが、Bランク、Cランク、Dランク。Cランクは確かに1.28%下がっているんです、1.28%。ところが、平成17年度はどうやったか。平均落札率が99.23%やったんですね。そこから1.28%下がって97.95%。これはちょっと評価していいものかどうか、考えなければなりません。ところが、BとD。BランクとDランクは落札率が、平均落札率上がっているんです。Bランク0.09ポイント、Dランク0.5ポイント上がっているんですね。この1年間の議論は何やったんや。地元業者を中心に、やっぱり談合や丸投げや、こういうことはやはり、部長は答弁として「そんなことはありません」言われるけども、1万円の中に5社も6社もが皆入って入札するわけですから、これは想像すればわかるだろうと思うんですね。

実際に前進をしたと言うけれども、期待をしている地元業者が全くこたえてくれていない。地元業者の育成というのはどういうことやったんやと、このことがやっぱり私は問われるんじゃないか。この点、改めてこういう結果、全体としては一定の前進をしたけども、これから本当はやっぱり地元の業者に、やっぱり税金も払っていただいている。地域産業の地域経済の発展のためにも、やっぱり発注をして頑張ってもらいたいという気持ちがあるけども、これではそうはならないんじゃないですか。

以上です。

野志議長 石田部長。

石田産業建設部長 それでは、白石議員の再質問でございます。

まず、一つ目のご指摘でございます森林整備に対します補助金、これについて市単独の方でも何とかというような話だと思っておりますけども、ちょっと資料の方を持ってきてませんで、面積の方、前年度幾らしていただいたかというのがちょっとわからないんですけども、現在国、県の方からいただきます補助金といいますのはヘクタール6万円ということで、間伐・枝打ち・造林等にこの補助金を出しているところでございます。このあたりにつきましても単独予算ということですので、こういった事業が多く行われております桜井市、また吉野方面の方でも、一度どのような事情になっておるのか問い合わせを行ってみたいと思います。

それから、森林整備計画によります後の森林管理はできているのかというご指摘でございますけども、この森林整備計画書にはヘクタール当たりの植栽数でありますとか、枝打ち・間伐、また下草刈りの管理年数、それから杉・ヒノキ、それからクヌギほか、そういった雑木の植栽面積比率というのを、この森林整備計画の中にあらわしているわけなんですけども、ご指摘のとおり、そしたらその管理状況を確認しているのかということになりますと、森林組合にお任せしているというのが実情でございます。こういった点につま

しても、今後、森林組合の方と再度協議を行いまして、植栽なり、また後の管理というふうなことにつきまして、再度協議を進めさせていただきます。

それから、開発に伴います排水路の整備ということでございますけども、先ほど申し上げました大和川流域河川整備計画の中で、当市に整備河川が入っておりますのは安位川、これ1本だけなんですけども、17年度の災害で床下・床上浸水を行いました葛下川、また並びに太田川なんですけども、これの流末河川が大和高田市内、広陵町を流れます高田川ということになるんですけども、この高田川につきましては延長的に断面積が足りない部分が非常に多いということで、河川整備計画の中でも非常に延長の長い河川となっております。ただいま申し上げました高田川、また葛下川が流下するにつきましては、この高田川が飲まなければ流下しないという状況になっております。この整備につきましては、土木の方とも、先ほど申し上げましたように、土木の方にもできるだけ早い整備計画をお願いしているところでございます。

それから、葛城市におけます住宅開発につきましては1,000平方メートル前後の小規模開発が非常に多いということで、先ほども申し上げました調整池の設置、これは現在の基準では5,000平方メートルということになっておりますけども、20年1月からは3,000平方メートルの開発におきましても調整池を設けなさいということで、改正をされるということでございます。

それからあと、水路におきましては17日の災害時、我々も現場に行きましたが、水路におきましてはやはり現在、田植えをされて、水路におきましては、その水を入れるための堰板が入ったままの状態になっておるといところが非常に多くございました。やはり農業におきましても専業農家が少なくなりまして、第二種兼業農家というのが非常に多いです。こういった関係上、やはりそういった細々とした作業がやはりおくれるという状況になりますので、どうしても堰板の撤去というのがやってももらえない状況にございます。このあたりにつきましても今後、地元区長、また水利関係者と協議を進めまして、やはり現在の状況では上流の水路を大きくしても下流側で水を飲まないという状況になっておりますので、こういったことにつきましても区長、また水利関係者と協議を行いまして、堰板の撤去ということにつきましてもお願いを申し上げていきたいと思っております。

以上です。

野志議長 副市長。

岡本副市長 17番、白石議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

いろいろと数字を挙げておっしゃっていただいたわけございまして、葛城市の入札制度につきましては、現在、一般競争入札ということで、白石議員ご指摘の順次、一般競争入札に切り変えていっておるといような状態であるわけでございます。ただ、地元業者につきましては、現在まだ指名競争というようなことをやっているわけございまして、業者の育成につきましても今後いろいろと指導を申し上げていきたいと。18年度につきましては地元業者にも指導いたしまして、今、数字で示していただきましたけども、ある程度の成果は見られたというふうにご考えておるわけございまして、ことしは、19年度につ

きましてはCランクの発注が少ないわけですが、19年度につきましても、少しですけども入札率もよくなってきておるといのが実態であるわけでございまして、今後、地元業者につきましても、そういうような面も、言われた技術的な面を含めまして、指導してまいりたいというふうに思っておるわけでございます。また、職員につきましても、その辺の指導の強化という形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

白石議員 電子入札というんですか、郵便入札については。

野志議長 副市長。

岡本副市長 ちょっと答弁漏れがございました。

ご指摘の郵便入札、あるいはまた電子入札ということで、近隣市町村実施されておるわけでございますけども、私どもも今後、そういうようなことも視野に入れながら検討してまいりたいと思います。

賠償制度につきましては、葛城市といたしまして、まだ現在そういう経験がないということできておらないので、そういうことの制度も今後つくってまいりたい、このように考えております。

野志議長 17番、白石栄一君。

白石議員 部長並びに副市長からご答弁をいただきました。

石田部長の答弁から本当にこれから、やはりやるべきことが逆に明らかになってきたのではないかというふうに私は確信をしました。大和川流域整備計画、これは実際の対象は安位川だけであると。當麻地域になるんでしょうか、葛下川、太田川、これらの川は広陵の高田川に合流をする。ところが、この高田川自身が川の断面が足りなくて、流水が流下しない、こういうことがはっきりなりました。また、この16日、17日の災害のときも、現場を回ってみれば、この堰の板は、これを外すのに大変時間がかかったと。これは兼業農家がふえているということの話であります。

私はだからこそ、やはり西山の保水力を高めるための施策を本当に本格的にやっていくということが求められているのではないか。この結果からしたら、部長の答弁からしたらここにしか道はないではないか。降った雨が、これだけの西山の自然があるんですよ。これ、葛城市の面積の3分の2ぐらいあるんじゃないでしょうか。そこで降った雨が、全部が流れるわけじゃないですけども、1時間でも2時間でも河川や排水路に流入する時間、ピークをおくらせることができれば、私は重大な被害は防げる、このように確信できます。でありますから、今の部長からご答弁ありました森林計画は持っているけれども、実際に計画の中にもないものもどうもあるみたいですけども、いろいろ目標を決めたものの到達点そのものも掌握してない。森林組合に任せたままだということでもありますね。

ところが、森林法は2001年だったでしょうか、重要な改正をしまして、この改正によって市町村に大きな役割が付与されたんですね。市町村は民有林の森林機能別ゾーンを含む市町村森林整備計画を策定し、保安林以外の森林の伐採届けの受理が必要な場合には、所有者に対して間伐実施等の勧告ができる。やはり、こういう地方自治体として森林の振

興、あるいは環境を守るために、一定の権限が付与されたわけです。こういうものも活用して、やはりやれば、そんなにたくさんの予算がなくなつて、私は十分できるのではないかというふうに思います。この点は検討していただきたいと、このように思います。

それから、市街化区域内、住宅地のやっぱり整備の問題とか、あるいは農地の保全の問題ですね。これは一定社会的な要因によって、なかなか整備が進まないというふうなことであろうというふうに思いますけれども、これらも十分配慮していただきたい。今、やっぱり国や県自身の考え方がやっぱりおこなっているんですね。ドイツやアメリカなんかでは、ダムはもう撤去していこうとしています。とにかくショートカットして、とにかく早く水を海へ流すんや、大河川に流していくんや、こういうことではもう水は管理できないと。やはり昔のように蛇行した川に変えていこう。ダムによる治水ではなくて、山林の自然を整備して保水量を高めていこう、これは私が言ってるんじゃないんですよ。やっぱり世界の国々でやられているし、研究者が言っているわけです。そういうことを具体的に組み込んでいきましょう。

水道局は既に、ここに視点が行ってます。水道局は水源を確保するために、やはり西山の整備が必要だ、日夜、水源の確保に走っている人たちはわかるわけ、肌身でわかるんです。水がなかなか取れない、昔とえらい違う。肌身で感じているわけです。これはやっぱり整備すべきだ、保全すべきだとなっているんです。これを市全体として、そういう認識に立って、どういう仕事をするか、これをお考えいただきたい。

それから、入札結果のことであります。全体として具体的な数字言いましたけども、具体的な数字としては上がってきている。前進してるということは事実です。しかし、ほんまにやっぱり地元の業者に多少コストがかかっても発注をして、地域の経済や雇用の促進に産業政策として発注しようという、これは当然のことなんです。ところが、それにこたえられるような、経営者として、事業者としての自覚がなければ発注できないじゃないですか。僕はゼネコンにする必要はないというふうに思う。しかし、彼らが88%、90%切ってきた。そうやってきたら税金を払ってくれていなくても、税金払った以上に発注した効果が出てくるわけですよ。6,200万円の削減になつてるわけですよ。ちゃんと仕事してくれんねんと言うたらね、ほなそっち行こうかということになっちゃいますよ。しかし、それはできないでしょう。ですから、やはり施主として、発注者として、しっかり競争入札の意義、公共事業の意義、こういうことを理解してもらって、やはり指導していただきたい、このように思います。本当に郵便入札や電子入札や、あるいは提案型や、こんなこと言わないかんというのは情けない話。本当にね。

また19年度、ぜひ頑張ってください、新たな成果を上げていただくように求めて、一般質問を終わります。

野志議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管

事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管事務について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

11日の開会以来、議員の皆様方には慎重に審議をいただき、また、格段のご協力によりまして本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては議員各位からの会期中に出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、平成19年度葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

吉川市長 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月11日、開会をされました葛城市議会平成19年第3回定例会が、本日、全日程を終えられました。閉会をしていただきました。

その間、提出をいたしました全議案、原案どおり可決承認をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、会期中賜りましたさまざまなお意見、ご提言を職員一同しっかりと受けとめまして、行財政の状況が大変厳しい中でございますが、住民の皆さん方の幸せづくりのために一層の努力をしてまいる所存でございます。議員皆様におかれましても、今後ともなお一層のご指導とご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

野志議長 以上で平成19年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時44分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 野 志 昭

議 会 副 議 長 藤井本 浩

署 名 議 員 川 辺 順 一

署 名 議 員 岡 島 辰 雄